

年 月 日

金融庁 宛

アジア地域ファンド・パスポート確認事項書

アジア地域ファンド・パスポート登録申請者

郵便番号
住所又は所在地
電話番号
商号又は名称
代表者の役職・氏名

ファンド名
設定日/設定予定日

目次

- ARFPの「登録申請」にかかる事項
- ARFPに登録申請する「各国規制CIS」にかかる事項
- ARFPに登録申請する各国規制CISの「オペレーター(運用会社)」にかかる事項
- ARFPに登録申請する各国規制CISの「カストディアン」にかかる事項
- ARFPに登録申請する各国規制CISの「独立した監視機関」にかかる事項
- パスポート・ファンドの「年次の実施状況の検証」にかかる事項
- パスポート・ファンドの「財務報告と監査」にかかる事項
- パスポート・ファンドの「ホーム国における募集の要件」にかかる事項
- パスポート・ファンドの「投資対象の制限」にかかる事項
- パスポート・ファンドの「ポートフォリオ・アロケーションの制限」に関する事項
- パスポート・ファンドの「エクスポージャーの制限」にかかる事項
- 「その他の制限」にかかる事項

ARFPの「登録申請」にかかる事項

別表2 第2節 申請手順

確認事項	付属書類(輸出)	書類番号	備考
3 規制CISのパスポート・ファンドとしての登録			一般情報(パートA)
(1) オペレーター(運用会社)又は規制CISは、規制CIS又は規制CISのサブファンドをパスポート・ファンドとして登録するため、ホーム国規制当局に対して申請を行うことができる。			
(2) ホーム国規制当局の検討を受けるためには、申請書に以下の事項を記載する必要がある。			
(a) 加盟国により決定される一般情報(パートA)	-		
(b) ホーム国規制当局が求める特定情報(パートB)、及び	-		
(c) ホーム国の規制当局が課すあらゆる手数料。	-		
(3) ホーム国規制当局は、ホーム国規制当局が以下に該当すると判断する場合に限り、パスポート・ファンドとしてCISを登録することができる。			
(a) 当該CISがホーム国の規制CIS又は規制CISのサブファンドであり、	-		
(b) 当該CISのオペレーター(運用会社)は資格を有するエンティティであり、	3(4)を満たす場合に限る。		
(c) 当該CISが以下を遵守して運営可能である場合。	-		
(i) ホーム国の法及び規制、及び、	-		
(ii) パスポート規則(パスポート規則のサブセクション34(3)を適用する場合はそれを含む)	-		
(4) サブセクション3(3)については、当該CISのオペレーター(運用会社)は、各CISの申請時に以下を満たす場合に限り、資格を有するエンティティとなる。ただし、パスポート規則のいかなる免除や変更にも従うことが前提となる。			
(a) 当該オペレーター(運用会社)及びその関連当事者が、総資産価額が5億ドル以上の金融資産CISの運用責任又は預かり資産の裁量運用権限を有する場合。ただし、二重計算を防止するためオペレーター(運用会社)又はその関連当事者により運営された、その他の金融資産CISへの、又はその他の裁量的運用取引を通じた、直接的又は間接的に投資された資産を除く。	3(5)に基づき米ドル建て算出した書面		一般情報(パートA)
(b) 関連する資格要件を満たす役員が在籍する場合(パスポート規則のセクション6を参照)、	別表3パスポート規則セクション6		一般情報(パートA)
(c) 財務基盤テストに適合する場合(パスポート規則のセクション7を参照)、	別表3パスポート規則セクション7		一般情報(パートA)
(d) 組織構成テストに適合する場合(パスポート規則のセクション8を参照)、	別表3パスポート規則セクション8		一般情報(パートA)
(e) 実績検証テストに適合する場合(パスポート規則のセクション9を参照)、	別表3パスポート規則セクション9		一般情報(パートA)
(f) 優良状態テストに適合する場合(パスポート規則のセクション10を参照)。	別表3パスポート規則セクション10		特定情報(パートB)
(g) ホーム国に事業の拠点があり、ホーム国で一般的な公募が可能な規制CISの運営に対してホーム国規制当局から規制を受けている場合。	金融商品取引業の登録番号と行っている金融商品取引業の種類		一般情報(パートA)
(5) サブセクション3(4)(a)に基づく総資産価額の算出には、			
(a) パスポート・ファンドの資産価額を算出するためのパスポート規則に基づいて要求されるのと同様の手法が使われ、かつ、			
(b) 金融資産CISが米ドル建てでない場合、登録申請が行われる年のホーム国の首都における最初の営業日、及び過去4年間の各年におけるホーム国の首都における最初の営業日における、対米ドル為替レートの平均を使用して計算する。			
(6) ホーム国規制当局がサブセクション3(3)に基づきパスポート・ファンドの登録を決めた場合、パスポート・ファンドには固有の登録コードを付与しなければならない。	-		
(7) 規制CIS又は規制CISのサブファンドは、サブセクション3(6)を受けて固有の登録コードを取得した時点で、パスポート・ファンドとなる。			
4 ホスト国への参入の申請			
(1) パスポート・ファンドとしてホスト国において持分を募集する前に、パスポート・ファンドには以下が求められる。			
(a) サブセクション4(2)に従ってホスト国規制当局に参入を申請し、	ホスト国への申請書類案等		
(b) サブセクション4(3)を受けてホスト国が導入した参入手順を完了する	-		
(2) ホスト国への参入申請は以下を含む。			
(a) パスポート・ファンドの固有の登録コード	-		
(b) パスポート・ファンドの登録申請のパートA			
(c) パスポート・ファンドの登録申請のパートBを含む、ホスト国規制当局が求める全ての文書又は情報で、ホスト国の法及び規制に照らして合理的に必要とされ、又はパスポート・ファンドによるホスト国の法及び規制の遵守を審査するために必要な資料、及び	ホスト国への申請書類案等		
(d) 別表1のセクション4と矛盾なく請求された全ての手数料。	-		
(3) 加盟国が導入できる参加手順には2通りある。			
(a) セクション5で定める簡素化された認可手順、又は	-		
(b) セクション6で定める通知手順。			

ARFPに登録申請する「各国規制CIS」にかかる事項

別表1 ホスト国の法および規制

確認事項		付属書類(輸出)	書類番号	備考
2 ホスト国の法及び規制が適用される主要分野				
(3) サブセクション2(2)において、適格販売業者とは、ホスト国として該当する経済地域について、以下の表に記載されるエンティティ又は人である。				一般情報(パートA)
パスポート・ファンドのホスト国	適格販売業者			
オーストラリア	提供されるサービスに関し許可を受けた金融サービス免許保有者、又は当該免許保有者の認定代理人	コンタクト情報等(現地販売会社)		
日本	-	-		
韓国	金融投資サービス及び金融市場法に基づき、一般投資家に対し、投資ブローカレッジ業及びCISに係る投資トレーディング業に従事する登録主体			
ニュージーランド	2008年金融サービス販売業者(登録及び紛争解決)法の下で関連の金融サービスの販売業者として登録された者			
シンガポール	金融アドバイザー規制の規制27(e)と併せて解釈される金融アドバイザー法のセクション23に記載された免除された者	コンタクト情報等(現地販売会社)		
タイ	以下の種類のライセンスを付与されたエンティティ ・A(証券会社) ・C*(投資信託の運用会社、プライベートファンドの運用会社)、及び、 ・Dライセンス(商業銀行) *ライセンスタイプCを取得したエンティティは、適切な運営システムが導入され、有資格の販売業者として認識される以前にSECから許可を取得しなければならない。			

別表3 第2節 設立書類

確認事項		付属書類(輸出)	書類番号	備考
4 規制CISの設立書類				
(1) パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)は、パスポート・ファンドが常時適格な設立書類を有するよう徹底しなければならない。				一般情報(パートA)
(2) 本規則において、規制CISの設立書類とは、以下の表で示す書類をいう。				
パスポート・ファンドのホーム国	設立書類			
オーストラリア	2001年会社法が要求する登録済みスキームの設立書類	-		
日本	投資信託及び投資法人に関する法律に基づく、投資信託の投資信託約款(投資信託の場合)、又は規約(投資法人の場合)	投資信託の場合、投資信託約款		
韓国	韓国金融投資サービス及び資本市場法により規定された集団投資スキームの定款			
ニュージーランド	ニュージーランド2013年金融市場行動法が要求する管理型投資スキームのための準拠書類			
シンガポール	シンガポール証券先物法に基づいて許可を受けた集団投資スキームに関し必要な投資信託約款又はその他設立書類	-		
タイ	投資信託として設立されたスキームの場合、タイ証券取引法の下で要求される投資信託の投資家と証券会社の間の約定。信託として設立された場合は、資本市場取引に関する信託法の下で要求される投資信託約款			
(3) 本セクションにおいて、設立書類は、以下の規定を含む場合、設立書類適格とされる。				
(a) 以下のいずれかの規定				
(i)	ホーム国の法及び規制又はパスポート規則にパスポート・ファンド又はそのオペレーター(運用会社)が違反したこと起因してメンバー(持分保有者)が被った損害に関して、パスポート・ファンドの各メンバー(持分保有者)が、パスポート・ファンド(法人の場合)及びそのオペレーター(運用会社)に対して、ホーム国又はパスポート・ファンドのホスト国のメンバー(持分保有者)の選択により、救済(補償を含む。)を求める権利を有する旨の規定。ただし、以下の場合は除く。			
(A)	メンバー(持分保有者)とパスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)が個別の訴訟に関連して書面でメンバー(持分保有者)がその場で救済を求める権利を有さないことを合意しており、かつ、			
(B)	訴訟が係属している又は係属することになる当該行為がまず発生した後合意が有効となった場合。又は、			
(ii)	ホーム国の法及び規制又はパスポート規則にパスポート・ファンド又はそのオペレーター(運用会社)が違反したこと起因してメンバー(持分保有者)が被った損害に関して、それがメンバー(持分保有者)の最善の利益である場合、パスポート・ファンドのいずれかのメンバー(持分保有者)を代表する特定の者は、パスポート・ファンド(法人の場合)及びそのオペレーター(運用会社)に対して、ホーム国又はパスポート・ファンドのホスト国の特定の者の選択により、救済(補償を含む。)を求める権利を有する旨の規定。ただし、以下の場合は除く。			
(A)	その特定の者及びパスポート・ファンド又はオペレーター(運用会社)が個別の訴訟に関連してメンバー(持分保有者)がその場で救済を求める権利を有さないことを書面で合意しており、かつ、			
(B)	訴訟が係属している又は係属することになる当該行為がまず発生した後合意が有効となった場合。			
(b)	パスポート・ファンド(法人の場合)及びそのオペレーター(運用会社)は、パスポート・ファンドのメンバー(持分保有者)がメンバー国の裁判所においてパスポート・ファンド又はそのオペレーター(運用会社)に対して訴訟を開始した場合、以下の場合を除き、当該裁判所が訴訟手続の審理を行う適切な管轄裁判所であることに合意する旨の規定。			
(i)	別の国でパスポート・ファンド又はそのオペレーター(運用会社)に対して類似の訴訟が開始され、メンバー(持分保有者)がその訴訟に参加することが合理的と見なされる場合、又は、			
(ii)	メンバー(持分保有者)及びパスポート・ファンド又はオペレーター(運用会社)が、個別の訴訟手続に関連して、当該裁判所が適切な管轄裁判所ではないことについて書面により合意し、訴訟が係属している又は係属することになる当該行為がまず発生した後合意が有効となった場合。及び、			
(c)	パスポート・ファンド(法人の場合)及びそのオペレーター(運用会社)が、メンバー(持分保有者)及びパスポート・ファンド又はオペレーター(運用会社)が、個別の訴訟手続に関連して、当該裁判所が適切な管轄裁判所ではないことについて書面により合意し、訴訟が係属している又は係属することになる当該行為がまず発生した後合意が有効とならない限り、パスポート・ファンド又はオペレーター(運用会社)がメンバー(持分保有者)に対し訴訟を起こす適切な管轄裁判所の所在地はメンバー国であることに合意する旨の規定。			
(4) 本セクションにおいて、パスポート・ファンドに関するメンバー国とは以下をいう。				
(a)	その経済地域が加盟国の経済地域である場合には、パスポート・ファンドのメンバー(持分保有者)として認められることを申請した際にメンバー(持分保有者)が所在していた経済地域、又は、	-		
(b)	その他すべての場合には、ホーム国。	-		

別表3 第9節 用語集

確認事項	付属書類(輸出)	書類番号	備考
56 規制CISとオペレーター(運用会社)の意味			
本規則において:			
(a) 下の表に掲載する加盟国における 規制CIS とは、			
(i) 加盟国で創設されたスキーム、及び、			
(ii) 以下の表に示す法的特性を持つスキーム、並びに、			
(b) そのオペレーター(運用会社)が以下の表に示すエンティティであるものをいう。			
パスポート・ファンドのホーム国	CISの法的特性		
オーストラリア	2001年会社法に基づき登録されるCIS	-	
日本	投資信託及び投資法人に関する法律に基づくスキーム	投資信託の場合、投資信託約款	
韓国	韓国金融投資サービス及び資本市場法に基づくCIS		
ニュージーランド	ニュージーランド2013年金融市場行動法に基づく管理型投資スキーム	-	
シンガポール	シンガポール証券先物法に基づき認可されるCIS		
タイ	タイ証券取引法に基づくCIS		

ARFPに登録申請する各国規制CISの「オペレーター(運用会社)」にかかる事項

別表3 第3節 パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)

確認事項	付属書類(輸出)	書類番号	備考
6 役員の資格要件			一般情報(パートA)
(1) パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)は、常時、必要な資格要件を持つ役員を必ず置くよう徹底する。			
(2) 本セクションにおいて、オペレーター(運用会社)は、以下に示す資格要件又は経験を有する役員又は職員を有する場合にのみ、 関連の資格要件を持つ役員を有するものとする。			
(a) 過去15年以内に10年以上のIOSCO関連の金融サービス業務で役員又は職員としての関連した経験を持ち、10年間の業務経験のうち5年間は管理職又は監督職の経験を有する最高経営責任者(又はそれに相当する者)	当該役員の経歴書		
(b) 少なくとも2名の取締役(又はそれに相当する者)。これにはCEOを含む場合があり、それぞれが、IOSCO関連の金融サービス業務において管理職又は監督職の役員又は職員として過去7年以内に、5年以上の関連する経験を有する、及び			
(c) 共同責任を負うと見なされる場合、他の者と共同か否かを問わずにパスポート・ファンドの裁量的な投資判断の全てを実行又は監督する、次のいずれかを有する1名又は複数の役員又は職員			
(i) 学士号、若しくは同等の資格、又は関連する分野でのより高度な資格と共に、過去5年以内における3年以上のIOSCO関連の金融サービス業務での裁量的な投資判断の実行又は監督に責任を有する役員又は職員としての経験、又は	当該役員又は職員の経歴書		
(ii) 過去7年以内における5年以上のIOSCO関連の金融サービス業務での裁量的な投資判断の実行又は監督に責任を有する役員又は職員としての経験			
本セクション及びセクション9における、裁量的な投資判断の監督への言及には、あるエンティティの業務受託者として裁量的な投資判断を実行する他のエンティティのパフォーマンスを、エンティティを代表して監視、評価すること、及び後者のエンティティがそのパフォーマンスに照らして業務受託者として留まるべきか否かにかかる判断に重大に関与することを含む。	該当する場合、その旨を経歴書に記載		
7 オペレーター(運用会社)の財務基盤			
(1) パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)は、常時、財務基盤テストに適合しなければならない。			
(2) 本セクションにおいて、資本(米ドル建てでない場合、適切な為替レートで換算)が100万米ドルを上回る場合(本セクション(4)に基づく「追加的資本」に加えて)、オペレーター(運用会社)は財務基盤テストに適合するものとする。	7(4)に基づき米ドル建てで算出した書面		
(3) オペレーター(運用会社)の資本の計算においては、			
(a) オペレーター(運用会社)が保有する保証又は引受は、以下の場合に限り、資産と見なすことができる。			
(i) 無条件であり、			
(ii) オペレーター(運用会社)にかなる責任も生じさせず、			
(iii) 要求に応じて支払い可能であり、かつ			
(iv) ホーム国規制当局が全体的に概ねパーゼル銀行監督委員会のガイドラインに適合していると書面により判断を示し、その設立の地域における金融監督庁による健全性規制の対象となっている組織により提供されている場合、及び、	該当する場合、その旨を記載		
(b) 許可を受けた個人賠償責任保険契約(Personal Indemnity Insurance ; PI)に基づき適宜提供される補償の最高額は考慮されるが、追加資本額の80%までを上限とする。			
(4) 本セクションにおいて、			
追加資本額 とは、 $0.001 \times$ (適切な為替レートで換算後の米ドル建て運用資産残高 - 5億米ドル)とし、オペレーター(運用会社)の資産が米ドル建てでない場合は、2,000万米ドルを上限とする。			
許可を受けた個人賠償責任保険契約 とは、ホーム国規制当局の規制下にある保険会社による専門業務賠償責任保険契約を意味する。	該当する場合、その旨を記載		
オペレーター(運用会社)の 資本 とは、適切な会計基準に従って作成された貸借対照表に記載されるとおりの、損失考慮後に資産から負債を控除した差額を意味し、評価又は外貨換算の調整を反映した純資産を含む。			
適切な会計基準 とは、以下の表に示すホーム国の会計基準として、以下の表で説明された意味を有する。:			
パスポート・ファンドのホーム国	適切な会計基準		
オーストラリア	2001年会社法第334節に基づきオーストラリア会計基準委員会によって定められた会計基準		
日本	金融商品取引法及び関連の内閣府令に基づく会計基準		
韓国	韓国金融投資サービス及び資本市場法の第32条に基づく金融投資の一般会計原則、及び株式会社の外部監査に関する法律第13条に基づく会計基準		
ニュージーランド	2013年金融市場行動法の第2部に基づき外部報告委員会が発行する会計基準		
シンガポール	会計準法(Cap. 2B)に基づき会計基準審議会が作成した会計基準、及びシンガポール勅許会計士協会審議会(又はその継承団体)が発行する会計実務報告書(又はこれに相当するもの)		
タイ	タイ資産運用業協会が発行し、タイ証券取引委員会により許可された、投資運用業の会計基準		
適切な為替レート とは、計算が行われる年のホーム国の首都における最初の営業日、及び過去4年間の各年におけるホーム国の首都における最初の営業日における為替レートの平均を意味する。			
オペレーター(運用会社)に関する、 運用資産残高 とは、以下の金額の合計を意味する。			
(a) 運用について責任を有する各CISの資産、及び			

	(b) 集団ベースであるかどうかを問わず、他の者を代理して裁量的な投資運用業務を行う、その他の資産。 これらがオペレーター（運用会社）の資産である場合は、当該資産はそのエンティティに対する適切な会計基準に従って作成された貸借対照表で表示されるとおりとする。	該当する場合、その旨を記載		
8	オペレーター（運用会社）の組織構成		一般情報（パートA）	
	(1) パスポート・ファンドのオペレーター（運用会社）は常時、組織構成テストに適合しなければならない。			
	(2) 本セクションにおいて、以下の場合には、パスポート・ファンドのオペレーター（運用会社）は組織構成テストに適合するものとする。			
	(a) 明確に責任の所在を特定し、指揮命令系統を規定する文書で十分に裏付けられた組織構成があるか。	関連する社内規程等 (例、組織規程、権限規程、リスク管理規程、利益相反管理規程等)		
	(b) 以下のことを確実にする手続とシステムを含む適切な内部統制の仕組みがあるか。			
	(i) 資産が、パスポート・ファンドの現在の設立書類と開示文書、及びホーム国の法及び規制と規則に従って管理されていること。	関連する社内規程等 (例、組織規程、権限規程、リスク管理規程、利益相反管理規程等)		
	(ii) パスポート・ファンドの取引及びパスポート・ファンドの持分の取引の全てを十分に明らかにする記録が保管されていること。及び、			
	(iii) メンバー（持分保有者）の登録が適正に保管されている。ただし、登録保管者であるオペレーター（運用会社）の登録に記載された特定の持分について登録を保管している者として記載された者により保管されるメンバー（持分保有者）の登録のいかなる部分も、その者による当該部分の保管が、ホーム国の法及び規制に基づいて規制又は容認されており、さらにホスト国でその持分を取得したメンバー（持分保有者）が保有する持分について、登録を保管する者がホスト国のパスポート規則により規制又は容認されている場合は、除く。			
	(c) 規模、複雑性、資産のリスクに基づいたパスポート・ファンド資産のリスク管理枠組みを含む、適正なリスクの監視と管理手順があるか。			
	(d) 該当する法及び規制の継続的な遵守を確実にする遵守の枠組みがあるか。			
	(e) 利益相反を管理する適切な手順があるか。			
9	オペレーター（運用会社）の実績		一般情報（パートA）	
	(1) パスポート・ファンドのオペレーター（運用会社）は、常時、実績テストに適合しなければならない。			
	実績－オペレーター（運用会社）の経歴			
	(2) 本セクションにおいて、ホーム国規制当局が以下のことを認める場合、オペレーター（運用会社）は 実績テストに適合するものとする 。			
	(a) 過去5年間、オペレーター（運用会社）は、以下の地域において一般公衆向けCISの持分の募集を可能とする方法で規制された金融資産CISの運営に責任を有していた。	関連する書面等		
	(i) 加盟国、又は (ii) 必要な場合はCISに関連するIOSCO原則とIOSCO評価手法を考慮して、ホーム国規制当局がホーム国と有効性において広義で類似すると判断する、金融資産CISに適用する規制枠組みを持つ国			
	(b) オペレーター（運用会社）において、過去5年間に関連する（経営権）支配の変更があった場合、以下を条件とする。	関連する書面等		
	(i) 金融資産CISに対し裁量的な投資判断の実行又は監督について責任を有するオペレーター（運用会社）の役員や職員に、実質的な継続性が存在する。 (ii) オペレーター（運用会社）が金融資産CISの運営に関して、例外的な状況を除き、オペレーター（運用会社）を（経営権）支配するいかなる者によっても実質的な影響を受けず意思決定を行ってきた。			
	実績－オペレーター（運用会社）の関係当事者の経歴			
	(3) 本セクションにおいて、ホーム国規制当局が以下のことを認める場合にも、同様にオペレーター（運用会社）は 実績テストに適合している と解釈される。（日本では不適用）			
	(a) オペレーター（運用会社）が金融資産CISの運用において、以下の事項に関してオペレーター（運用会社）と関係当事者の間での程度共有しているかを考慮し、関係当事者の経歴や専門性に依存できる場合	-		
	(i) 意思決定プロセス			
	(ii) ビジネスプロセス、及び (iii) 従業員、及び			
	(b) サブセクション9(2)に従って関係当事者が実績テストに適合している場合	-		
	(4) 本セクションにおいて、過去5年間に以下のいずれかがあった場合、オペレーター（運用会社）は 関連する（経営権）支配の変更があったものとする 。			
	(a) 別のエンティティがオペレーター（運用会社）の（経営権）支配を開始した、又は (b) 別のエンティティがオペレーター（運用会社）の（経営権）支配を停止した	-		
10	オペレーター（運用会社）の優良性		特定情報（パートB）	
	(1) パスポート・ファンドのオペレーター（運用会社）は常時、優良状態テストに適合していなければならない。			
	(2) 本セクションにおいて、オペレーター（運用会社）は以下の場合に優良状態テストに適合するものとする。			
	(a) ホーム国規制当局が、オペレーターに対して、重要なリスクがあると信じるに足る理由を伴う意見を保持しているものの、その通知を行っていない場合。この場合の重要なリスクとは、関係当事者が、①公正かつ有能にパスポート・ファンドの運用に従事する、②パスポート・ファンドのメンバー（持分保有者）の利益のために誠実に行動する、ために必要な信頼と適正を有さないことを指す。	関連する書面等		
	(b) ホーム国規制当局による通知が、オペレーター（運用会社）に対してなされた場合において、ホーム国規制当局がその通知を（複数ある場合は、その全てを）、書面により取り消した場合。			
	(3) 本セクションにおいて、 関係当事者 とは以下のいずれかを意味する。			
	(a) オペレーター（運用会社）	-		
	(b) オペレーター（運用会社）の役員			
	(c) オペレーター（運用会社）を（経営権）支配するエンティティ			
	(d) ホーム国規制当局が該当すると見なす限りにおいて、オペレーター（運用会社）を（経営権）支配するエンティティの役員			

11 オペレーター(運用会社)による業務の委託		一般情報(パートA)	
(1)	ホーム国の法及び規制上の制約を条件として、オペレーター(運用会社)が以下の条件の場合に限り、パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)は、オペレーター(運用会社)の業務を委託又はさらに再委託することができる。		
(a)	委託された業務についてパスポート・ファンドのメンバー(持分保有者)に対し引き続き責任を負う場合	関連する社内規程、書面等	
(b)	受託者又は再委託を受けた受託者が委託された業務を果たす際に、適切な注意義務を確実に遂行するために適切なプロセスを整備している場合		
(c)	以下のことを目的として適切なプロセスを整備している場合		
(i)	委託された業務に関する受託者及び再委託を受けた受託者の活動が適切に監視及びコントロールされていることを確実にすること、及び、		
(ii)	委託された業務に関する受託者及び再委託を受けた受託者のパフォーマンスを評価すること		
(d)	オペレーター(運用会社)から委託又は再委託された業務についての、受託者又は代行していた者から直接の情報を、委託終了後の適当な期間、ホーム国規制当局が常時利用できるような適切なプロセスを整備している場合、並びに		
(e)	オペレーター(運用会社)による実行と同様に受託者及び再委託を受けた受託者による業務の実行を、本規則の遵守を確実にするために効果的に監視及び検証できるよう徹底するための適切なプロセスを整備している場合		
資産運用業務の委託上の制限			
(2)	オペレーター(運用会社)はパスポート・ファンドの投資判断(投資運用業務)を実行する業務が以下のことに限定され得るようになければならない。各国証券監督当局間の協議・協力及び情報交換に関する多国間覚書付属書Aへの署名国である規制当局により免許や許可を与えられた、又はその他の形で投資判断の遂行や実施を規制されているエンティティ(適格に委託された者)に対する委託又は再委託。	関連する社内規程、書面等	
(3)	適格な全ての受託者の資産運用業務は、加盟国の経済地域、又はホーム国規制当局がホーム国の規制と広義で同等の有効性があると判断する、その経済地域で一般公衆向けに募集することができる金融資産CISに対する投資運用業務に適用する規制枠組みを持つ経済地域の市場において、規制を受けなければならない。本サブセクションは、パスポート・ファンドの資産額の20%超を合計で超えない1つ又は複数の委託は除外することができる。		
(4)	パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)が投資運用業務を委託する場合、オペレーター(運用会社)は、適格な受託者それぞれが、以下のいずれかを有する1名又は複数の役員又は職員を常に確実に有する適切なプロセスを整備しなければならない。ただし、役員又は職員は共同責任を負うと見なされる場合、他の者と共同が否かを問わずにパスポート・ファンドの投資判断の全てを実行又は監督する。		
(a)	学士号、若しくはそれ相当、又は関連する分野でのより高度な資格と合わせて、IOSCO関連の金融サービス業務において裁量的投資判断の実行又は監督に責任又は共同責任を持つ役員又は職員として過去5年間に3年以上の経験を有する。又は、	関連する書面等	
(b)	IOSCO関連の金融サービス業務において裁量的投資判断の実行又は監督に責任又は共同責任を持つ役員又は職員として過去7年間に少なくとも5年以上の経験を有する		
(5)	本セクションにおける裁量的投資判断の監督への言及には、あるエンティティの受託者として裁量的投資判断を実行する他のエンティティのパフォーマンスを、エンティティを代表して監視、評価すること、及び後者のエンティティがそのパフォーマンスに照らして受託者として留まるべきか否かにかかる判断に重大に関与することを含む。	関連する社内規程、書面等	

別表3 第4節 説明責任

確認事項		付属書類(輸出)	書類番号	備考
12 違反と変更の報告				特定情報(パートB)
ホーム国規制当局への違反と変更の報告				
(1)	パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)は、パスポート規則の違反がない場合でも、以下の規則で設定された上限を是正されることなく7日間超過したことを認識した場合は、その後7日以内にホーム国規制当局に書面で通知しなければならない。			
(a)	パート6の6.3(資産配分)の規則、又は	関連する社内規程等		
(b)	パート6の6.4(エクスポージャーの上限)			
(2)	パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)は、パスポート・ファンドに関連して、本規則違反が発生したこと又は発生することを認識し、当該違反が以下に該当する場合には、可及的速やかに、ただしいかなる場合においても違反の認識後7日以内に、ホーム国規制当局に書面で通知しなければならない。			
(a)	他の違反の考慮を含めて、重大だと合理的に判断できる場合	関連する社内規程等		
(b)	単独で又は他の関連する違反と共に、パスポート・ファンドの資産価値に1%超の悪影響を与えると考えられる場合			
ホスト国規制当局への違反の報告				
(3)	サブセクション12(4)は、特定のホスト国(関連するホスト国)の法及び規制がパスポート・ファンドに適用される場合に、パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)に適用される。	-		
(4)	パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)は、パスポート・ファンドに関連して、関連するホスト国の法及び規制違反を認識し、当該違反が以下に該当する場合には、ホーム国規制当局とホスト国規制当局に、可及的速やかに、ただしいかなる場合においても違反の認識後7日以内に、ホーム国規制当局に書面で通知しなければならない。			
(a)	他の違反の考慮を含めて、重大だと合理的に判断できる場合、又は	関連する社内規程等		
(b)	単独で又は他の関連する違反と共に、当該ホスト国においてパスポート・ファンドのメンバー(持分保有者)に帰属するパスポート・ファンドの資産価値に1%超の悪影響を与えると考えられる場合			
その他変更の報告				
(5)	以下の表に示す事象が発生した場合、その事象は可及的速やかに、ただしいかなる場合においてもその事象が発生したことを認識してから7日以内に、表に記載されたエンティティにより、ホーム国規制当局及びホスト国規制当局に報告されなければならない。	関連する社内規程等		
(6)	本表では、 関係者 とは、関係当事者の定義に関連するサブセクション57(g)から57(i)に定められた者又はエンティティを除く関係当事者を意味する。			
事象の通知義務があるエンティティ	事象			
パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)	パスポート・ファンドの持分について、ホスト国においてパスポート・ファンドとして募集を行うことが合法として許可された場合。			
パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)	パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)が、オペレーター変更の提案を目的とした取引の進行協議に関連して、パスポート・ファンド又はそのオペレーター(運用会社)の関係者以外のいずれかの者へ、又は極秘の取り扱いによる合法的な開示以外で、初めて開示した場合。			
パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)	パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)が、ホーム国の法及び規制に従って変更された場合。			
パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)	パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)が、パスポート・ファンド清算の提案を目的とした取引の進行協議に関連して、パスポート・ファンド又はオペレーター(運用会社)の関係者以外のいずれかの者へ、又は極秘の取り扱いによる合法的な開示以外で、初めて開示した場合。			
パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)	パスポート・ファンドがホーム国の法及び規制に従って清算を開始する場合。			
パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)	パスポート・ファンドがホーム国の法及び規制に従って清算を完了する場合。	関連する社内規程等		

パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)	パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)が、パスポート・ファンド又は規制CISとしての登録抹消を申請する意図があることを、パスポート・ファンド又はオペレーター(運用会社)の関係者以外の者に初めて開示した場合。		
パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)	申請の意図が通知されなかった場合に、パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)が、パスポート・ファンド又は規制CISとしてパスポート・ファンドの抹消登録を申請する場合。		
規制CISのオペレーター(運用会社)	規制CIS又は規制CISのサブファンドがパスポート・ファンドとして登録を抹消される場合。		
規制CISのオペレーター(運用会社)	本規則のパート8に従いパスポート・ファンドとしての登録を抹消された規制CISが、本規則を遵守して運用する必要がない場合。		
パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)	本規則に従いパスポート・ファンドの持分の解約又は払戻し(投資法人の場合)を一時停止する又は一時停止を取り消す場合。		

ARFPIに登録申請する各国規制CISの「カストディアン」にかかる事項

別表3 第4節 説明責任

確認事項	付属書類(輸出)	書類番号	備考
13 パスポート・ファンド資産のカストディ			一般情報(パートA)
パスポート・ファンド資産保有に対する法的責任			
(1) 本セクションにおいて、加盟国の法及び規制によりパスポート・ファンドの資産の保有に責任を負う当事者とは、以下の表に示すとおり、パスポート・ファンド資産の保護預かりに責任を負うエンティティである。			
パスポート・ファンドのホーム国	責任を負う保有当事者		
オーストラリア	パスポート・ファンドのオペレーター		
日本	投資信託及び投資法人に関する法律により指定された信託会社又は信託業務を営む金融機関	信託契約書	
韓国	韓国金融投資サービス及び資本市場法に基づく集団投資スキームに関する信託業者		
ニュージーランド	2011年ニュージーランド金融市場監督法に基づき許可を受けた、登録された管理型投資スキームの監督者		
シンガポール	シンガポール証券先物法に基づき許可を受けた承認済みスキームの信託者	-	
タイ	投資信託として設立されたスキームの場合、タイ証券取引法に基づき投資信託のために任命された投資信託監督者 信託として設立された場合、資本市場取引に関する信託法に基づき証券取引委員会から許可を受けたスキームの資産のカストディ業務を実行することを許可されたエンティティ		
(2) パスポート・ファンド資産を自ら保有しているようにその保護預かりに法的に引き続き責任を負っている場合に限り委託、又は再委託される。	パスポート・ファンド資産を保有する業務は、ホーム国の法及び規制上の制約を受けた上で、責任を負う保有当事者があたかもパスポート・ファンドの資産を自ら保有しているようにその保護預かりに法的に引き続き責任を負っている場合に限り委託、又は再委託される。	信託契約書及び信託業務委託契約書	
パスポート・ファンド資産を保有するエンティティ			
(3) 本セクションにおいて、パスポート・ファンドのカストディアンはパスポート・ファンドの資産を保有するエンティティである。			
(4) 責任を負うパスポート・ファンドの保有当事者は、以下に示すことに確実に適合しなければならない。			
(a) 各カストディアンが、以下の基準のうち1つを満たすこと。			
(i) カストディアンがその主たる事業所で他者を代理して資産保有の営業を行うことが許可されていること、又は		信託業務登録番号と行っている信託業務の種類	
(ii) カストディアンの資産保有活動は、ホーム国又はカストディアンの事業地における法的要件に従うこと、及び			
(b) オペレーター(運用会社)はカストディアンではないこと(適用除外有)		金融商品取引業の登録番号と行っている金融商品取引業の種類	
資産の報告義務			
(5) パスポート・ファンドのカストディアンは、自らが保有するパスポート・ファンドの資産をパスポート・ファンドの資産として適切に報告し、カストディアンの記録においてパスポート・ファンドの資産として識別可能であるようにしなければならない。		信託契約書及び信託業務委託契約書	
資産は分別保管するか、許可された共同勘定で保有しなければならない			
(6) パスポート・ファンドのカストディアンはパスポート・ファンドの資産を以下の(a)又は(b)のとおり保有しなければならない。			
(a) パスポート・ファンドの資産ではない資産から分別する、又は			
(b) 以下の特性を持つ共同勘定で保有する			
(i) 口座が保有されている地の適切な保管実施慣行及び合理的な基準に従って管理されている		関連する書面等	
(ii) 口座が保有されている場所において、毎営業日に照合されている			
(iii) 偶発的金額以外、カストディアンの資産を一切保有していない、及び			
(iv) カストディアンは、偶発的金額を可及的に速やかに処理する			
(8) パスポート・ファンドのカストディアンは、資産保有に関連する活動は投資責任者とは別個、独立して業務を果たす者によって実行されるというように、以下を確実にすることも含めて、資産保管業務と投資業務は確実に分離しなければならない。			
(a) カストディアンの投資責任者は、パスポート・ファンドの確実な資産保有に一切関与しない又は責任を負わないこと			
(b) カストディアンの投資責任者は、パスポート・ファンドの確実な資産保有に関与する又は責任を負うカストディアンの他の役員を直接的に監督しないこと、及び、			
(c) パスポート・ファンドの確実な資産保有に関与する又は責任を負うカストディアンの各役員は、カストディアンの各投資責任者から独立していること			
(10) サブセクション13(4)(b)は、パスポート・ファンドのメンバー(持分保有者)のための信託、又はパスポート・ファンドが法人の場合、パスポート・ファンドの資産として保有された以下の資産に関するカストディアンには適用しない。これはオペレーター(運用会社)が以下の資産保有に関連してホーム国の法的要件に従う場合である。		関連する書面等	
(a) 以下の場合に、ホーム国がそのエンティティがパーゼール銀行監督委員会のガイドラインに全体的に概ね適合して設立されたと書面により判断を示した経済地域における、金融監督当局による健全性規制の対象となるエンティティへの預金			
(i) エンティティが、サブセクション13(4)に基づいてパスポート・ファンドの他の資産を保有する場合、又は			
(ii) オペレーター(運用会社)が、他の者が供与する預金の保有は、非合理的な運営上の困難を招くか実行困難であると合理的に判断する場合			
(b) オペレーター(運用会社)以外のエンティティには合理的に保有できないと思われる、運営上の目的のために保有された資産、又は			
(c) 預金受入機関での取引を通じたこれらの取引の証拠金預金を含む、派生商品の取引に関してオペレーター(運用会社)に支払うべき残高の支払いに関する派生的及び契約上の権利			

ARFPに登録申請する各国規制CISの「独立した監視機関」にかかる事項

別表3 第4節 説明責任

確認事項		付属書類(輸出)	書類番号	備考
14 パスポート・ファンドの独立した監視機関				一般情報(パートA)
(1) 本規則において、パスポート・ファンドの独立した監視機関とは以下の表に示す主体である。【独立した監視機関に関しては、AIRと異なり、明確な設置義務を記した条文がない】				
パスポート・ファンドのホーム国	独立した監視機関			
オーストラリア	オペレーターの社外取締役のそれぞれ、又は 会社法の下で登録済みスキームのコンプライアンス委員会がある場合、コンプライアンス委員会	-		
日本	会社法に定める監査役会、監査委員会、又は監査等委員会の各外部メンバー、又は 投資信託及び投資法人に関する法律により指定された信託会社若しくは信託業務を営む金融機関	独立した監視機関を営む者の所在地、名称、連絡先を記載した書面		
韓国	韓国金融投資サービス及び資本市場法に基づく集団投資スキームに対する信託業者			
ニュージーランド	2011年ニュージーランド金融市場監督法に基づき許可を受けた、登録された管理型投資スキームの監督者			
シンガポール	シンガポール証券先物法に基づき許可を受けた承認済みスキームの信託者	-		
タイ	投資信託として設立されたスキームの場合、タイ証券取引法に基づき当該投資信託に任命された投資信託監督者			
	信託として設立された場合、資本市場取引に関する信託法に基づき証券取引委員会から、当該信託に対する監視業務を実行することを許可されたエンティティ			
(2) 独立した監視機関は必ず以下を満たしていること。				
(a)	パスポート・ファンドの設立書類、パスポート・ファンドの運営に関するホーム国の法及び規制、及び、パスポート規則のディビジョン6.2から6.5の遵守についてオペレーター(運用会社)を監視すること、及び オペレーター(運用会社)が、パスポート規則のセクション12により、パスポート・ファンドの規制当局に対して、パスポート・ファンドの設立書類又はパスポート規則を含むパスポート・ファンドの運営に関するホーム国の法及び規制に対する違反を報告することを求められているにもかかわらず、独立した監視機関の合理的な意見において、オペレーター(運用会社)が当該報告を怠ったといえる場合に、パスポート・ファンドの規制当局に当該違反についての詳細を含むその見解を、可及的に速やかに、ただしその見解を持ってから7日以内に通知すること。	独立した監視機関の役割を記載した関連書面等		
(3)	独立した監視機関は、パスポート・ファンドのメンバー(持分保有者)の利益を考慮して、サブセクション14(2)に記載された業務の遂行において合理的な注意と勤勉さを行わなければならない。			
(4)	オペレーター(運用会社)は、独立した監視機関がその業務の実行に必要なとする支援を提供しなければならない。			

パスポート・ファンドの「年次の実施状況の検証」にかかる事項

別表3 第4節 説明責任

確認事項		付属書類(輸出)	書類番号	備考
15 年次の実施状況の検証				
年次の実施状況の検証は必ず実行しなければならない。				
(1)	パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)は、パスポート規則に基づきパスポート・ファンドの財務諸表を作成する、又は作成が求められる期間(検証期間)について、本セクションに準拠したパスポート・ファンド運営の実施状況の検証を受けなければならない。	年次の実施状況の検証を行う者の所在地、名称、連絡先を記載した書面等		特定情報(パートB)
(2)	ホーム国規制当局が、検証期間中又は継続的に遵守状況を確認するためにホーム国規制当局により取った又は今後取る措置、及び、該当する場合には、独立した監視機関によって検証期間に又は継続的に提供された報告書を考慮して、ホーム国規制当局が本セクションを適用しないことが妥当であると判断し、本セクションが適用されないことをパスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)と各ホスト国規制当局に対して通知した場合、検証期間中又は通知に記載がある場合には取り消されるまでは、本セクションはパスポート・ファンド又はそのオペレーター(運用会社)に適用されない。			特定情報(パートB)
実施状況検証実施者の要件				
(3)	サブセクション15(4)に従い、以下の表に示す加盟国において登録されたパスポート・ファンドに対する実施状況の検証は、検証実施者である以下の表に示すエンティティにより実施される。			一般情報(パートA)
パスポート・ファンドのホーム国	実施状況検証を実行可能なエンティティ(実施状況検証実施者)			
オーストラリア	会社法に基づき登録された企業監査人、監査事務所、許可を受けた監査会社	-		
日本	会社法に定める監査役会、監査委員会、又は監査等委員会の各外部メンバー	年次の実施状況の検証を行う者の所在地、名称、連絡先を記載した書面等		
	投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づく信託会社若しくは信託業務を営む金融機関、又は 公認会計士又は監査法人			
韓国	韓国金融投資サービス及び資本市場法に基づく信託者			
ニュージーランド	2011年監査人規制法に基づき許可を受けた監査人、又は 2011年金融市場監督法の下で許可を受けた登録された運用投資スキームの監督者			
シンガポール	シンガポール会計士法に基づき登録又は見なし登録された公認会計士、又は 証券先物法に基づき許可された信託者	-		
タイ	証券取引委員会が規定する監査人、又は 証券取引法の下で投資信託について任命された投資信託監督者			
(4) 以下の者は実施状況の検証を実施してはならない。				一般情報(パートA)
(a)	オペレーター(運用会社)、又は	年次の実施状況の検証を行う者の所在地、名称、連絡先を記載した書面等		
(b)	オペレーター(運用会社)の関係当事者			
検証実施にあたっての要件				
(6)	パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)は、本セクションの目的のために実施状況レビュー実施者が常に選任されているよう努めなければならない。	関連する書面等		
(7)	実施状況の検証は、ホーム国規制当局が定める法令等に従って独立した立場から実施されなければならない。			

実施検証の検証の報告			
(8)	実施状況に関する検証報告書は、オペレーター(運用会社)、独立した監視機関(該当する場合)、ホーム国規制当局、各ホスト国規制当局宛てに作成されなければならない。	関連する書面等	
(9)	報告書には以下の事項を記載しなければならない。		
(a)	パスポート・ファンドが実施状況の検証期間に、報告書の宛先の者にとって重要となる全ての点において、これら規則に従った運営がなされていない、又はその可能性が高いと検証者に確信させる事項が、認められたか否か。		
(b)	もし存在した場合には、パスポート・ファンドが検証期間に本規則に従った運営がなされていない又は運営がなされなかった可能性が高いと検証者が確信した理由の説明を含む各詳細。及び	-	
(c)	上記(a)及び(b)の基礎となった情報		
(10)	同様に、パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)は、検証期間終了後3か月以内に、報告書の写しを以下の者に提供しなければならない。		
(a)	ホーム国規制当局		
(b)	ホスト国規制当局へ申請がなされた後に、パスポート・ファンドのメンバー(持分保有者)となった国(そのメンバーの居住国)が検証期間中にある場合の各ホスト国規制当局	-	
(c)	検証期間の開始から報告書がホーム国規制当局に提出されるまでの間に、パスポート・ファンドの持分が販売された各ホスト国規制当局、及び		
(d)	パスポート・ファンドの独立した監視機関		

パスポート・ファンドの「財務報告と監査」にかかる事項

別表3 第4節 説明責任

確認事項	付属書類(輸出)	書類番号	備考
16 財務報告と監査			一般情報(パートA)
(1) パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)には、本セクションに従って以下の義務がある。			
(a) パスポート・ファンドの財務諸表を含む報告書を作成する			
(b) 当該報告書に含まれる財務諸表には監査報告書を添付しなければならない、及び	-		
(c) これら報告書をホーム国規制当局と各ホスト国規制当局に提出する			
注意:本セクションの準拠に加え、パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)はホスト国の法及び規制により、財務報告書を作成し、監査され、監査報告書がホスト国の法及び規制に従って作成されていることを確実にし、ホスト国の規制当局に提出することが要求される場合がある。			
パスポート・ファンドの財務諸表			
(2) オペレーター(運用会社)は、少なくとも毎年1回、ホーム国の規制CISに広く適用される監査済み財務諸表作成の実務慣行に従って、報告書の対象となる期間(報告期間)のパスポート・ファンドの財務諸表を含む報告書を作成しなければならない。	-		
(3) パスポート・ファンドの財務諸表は、パスポート・ファンドに適用される財務諸表の作成基準に従って作成されなければならない。			
(4) 本セクションにおいて、加盟国で登録されたパスポート・ファンドに適用する 財務諸表の作成基準 は、以下の表に示すとおりである。			
パスポート・ファンドのホーム国	財務諸表の作成基準		
オーストラリア	2001年会社法のチャプター2Mと、オーストラリア会計基準法に基づいてオーストラリア会計基準委員会により作成された会計基準に基づいて課せられる要件		
日本	金融商品取引法及び関連する内閣府令に基づく一般に公正妥当と認められる企業会計の基準		
韓国	韓国金融投資サービス及び資本市場法の240条に基づく会計基準		
ニュージーランド	2013年金融市場行動法の第7部に基づいて課せられる要件		
シンガポール	会計基準法(Cap.2B)に基づき会計基準委員会が作成した該当の会計基準、及びシンガポール勅許会計士協会審議会(又はその継承団体)が発行する会計実務報告書(又はこれに相当するもの)		
タイ	タイ資産運用業協会が発行し、タイ証券取引委員会により許可された、投資運用業の会計基準		
財務諸表の監査			
(5) パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)は、パスポート・ファンドの財務諸表が財務諸表の作成基準を満たすよう、パスポート・ファンドのホーム国における規制CISの財務諸表監査を認められている者(監査人)によって確実に監査を受けるようにしなければならない。	監査人の所在地、名称、連絡先を記載した書面等		
(6) オペレーター(運用会社)には以下のことが義務付けられる。			
(a) 以下の表に記載された、パスポート・ファンドの財務諸表監査に適用される監査の基準に従って監査及び報告が完了したことを表明するパスポート・ファンドの財務諸表に対する監査報告書を監査人が作成することを確実にすること、及び	監査人の所在地、名称、連絡先を記載した書面等		
(b) 監査に関して監査人にあらゆる合理的な支援を提供すること。	この欄に当該義務を課す会計規則等を記載		
パスポート・ファンド国	ホーム国の監査要件		
オーストラリア	2001年会社法のチャプター2Mに基づき課せられる要件、及び監査・保証基準審議会が作成した監査基準		
日本	金融商品取引法及び関連する内閣府令に基づく一般に公正妥当と認められる監査基準		
韓国	韓国金融投資サービス及び資本市場法の240条に基づく会計基準 韓国金融投資サービス及び資本市場法の施行令265(2)項に基づいた集団投資資産の会計監査のガイドライン		
ニュージーランド	2013年金融市場行動法の第7部に基づいて課せられる要件		
シンガポール	シンガポール監査基準		
タイ	タイ監査基準		
報告書の提出			
(7) パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)は、報告期間終了後3ヶ月以内に、以下の双方の写しを提出しなければならない。			
(a) 該当の財務諸表を含む報告書			
(b) 該当の財務諸表に関する監査報告書	-		
提出先は以下とする。			
(a) ホーム国規制当局、及び			
(b) ホスト国規制当局へ申請がなされた後に、パスポート・ファンドのメンバー(持分保有者)となった国(そのメンバーの居住国)が報告期間中にある場合の各ホスト国規制当局、及び	-		
(c) 報告期間の開始から報告書がホーム国規制当局に提出されるまでの間に、パスポート・ファンドの持分が販売された各ホスト国規制当局			

パスポート・ファンドの「ホーム国における募集の要件」にかかる事項

別表3 第5節 ホーム国での募集

確認事項	付属書類(輸出)	書類番号	備考
17 ホーム国における募集の要件			一般情報(パートA)
パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)は、以下のいずれかの条件が充足されない限り、ホスト国においてパスポート・ファンドの持分募集を行ってはならない。	17(a)、(b)、(c)のいずれを選択するかを記載した書面		
(a) 持分の募集時に以下のすべての条件が充足される場合 又は、			
(i) ホーム国において、パスポート・ファンドの持分の継続的な募集が行われていること	17(a)、(b)、(c)のいずれを選択するかを記載した書面		
(ii) パスポート・ファンドの持分の募集が、一般公衆向けの規制CISの持分の募集に通常適用されるホーム国の法及び規制に服していること、及び、			
(iii) 募集が真正に行われており、ホーム国に居住する個人投資家の一般の申込みを除外していないこと。			
(b) 持分の募集時に以下のすべての条件が充足される場合 又は、			
(i) パスポート・ファンドと同じ規制CISの一部を構成するサブファンドの持分の募集が継続的に行われていること	17(a)、(b)、(c)のいずれを選択するかを記載した書面		
(ii) サブファンドの持分募集が、一般公衆向けの規制CISの持分の募集に通常適用されるホーム国の法及び規制に服していること、及び、			
(iii) 募集が真正に行われており、ホーム国に居住する個人投資家による一般的な申込みを除外していないこと。			
(c) オペレーター(運用会社)がパスポート・ファンドの持分の募集を加盟国においてパスポート・ファンドとして承認申請した時点において、以下のすべての条件が充足されていた場合			
(i) その運営責任がオペレーター(運用会社)に帰属するCISにおいて、ホーム国の住所を提供した当該CISのメンバー(持分保有者)によって、その持分の価額の30%以上が保有されている場合。ただし、かかる者がホーム国の居住者でないオペレーター(運用会社)が認識している場合は除く。及び、	17(a)、(b)、(c)のいずれを選択するかを記載した書面		
(ii) ホーム国においてパスポート・ファンドである規制CISの持分の一般公衆向け募集に通常適用されるパスポート・ファンドの持分募集の開示書類要件に適合した開示書類をオペレーター(運用会社)がホーム国規制当局に提出済である場合。			

パスポート・ファンドの「投資対象の制限」にかかる事項

別表3 第6節 パスポート・ファンドへの投資

確認事項	付属書類(輸出)	書類番号	備考
ディビジョン6.1 運営目的の財とサービス			
18 本節は運営目的の財とサービスには適用されない			一般情報(パートA)
パスポート・ファンドによって投資目的ではなく運営目的で取得される財とサービスは、本節におけるパスポート・ファンド資産とはみなされない。本節のいかなる文言も、パスポート・ファンドによる運営目的の財とサービスの取得と保有を禁じるものではない。	関連する書面等		
ディビジョン6.2 許容される投資			
19 許容される資産と取引			一般情報(パートA)
(1) パスポート・ファンドは、ディビジョン6.2に合致しない資産の取得、デリバティブ取引、及び、有価証券貸借取引を行ってはならない。	投資信託約款等		
(2) 本節において別途規定されない限り、パスポート・ファンドは、デリバティブ取引及び有価証券貸借取引への参加に加えて、下記の種類の資産に限り、取得することが可能である。			
(a) 通貨			
(b) 預金			
(c) 金預託証書			
(d) 譲渡可能有価証券、及び			
(e) 短期金融市場商品			
20 資産の法域の要件			一般情報(パートA)
パスポート・ファンドは、それがIOSCO加盟国の法域で発行されている場合に限り、セクション19(2)に列挙された資産を保有することができる。	-		
21 預金の要件			一般情報(パートA)
(1) パスポート・ファンドは、ホーム国規制当局が書面によりパーゼル銀行監督委員会のガイドラインに全体として概ね適合しているとの判断を示した設立地域の金融監督当局により規制を受けた預金受入機関に限り、預金することが可能である。	-		
(2) パスポート・ファンドは、以下の要件を満たす場合に限り、預金することが可能である。			
(a) 当該預金の条項に基づき、預け入れられた金額が、31日以下の日数の事前通知で引き出すことが可能であり、かつ、			
(b) 預け入れから12か月以上を経て引き出された金額が、利息の喪失や違約金の対象とならない場合。			
22 金預金証書の意味			一般情報(パートA)
本規則において、金預金証書とは、主たる事業所のある地域で銀行業務の免許を得ているエンティティ(発行者)から、金預金証書の保有者(保有者)の指示で規定量の金を引き出すための、執行力のある文書化された義務をいう。金預金証書に基づき、保有者による執行可能な義務を負う場合、発行者は、履行まで、常に以下のとおりの十分な金を保有する。	-		
(a) 保有者に割り当てられており、保有者の指図により引き出される規定量の金、又は、			
(b) 保有者に対する義務、及び発行者が保有する金に関連する発行者のその他の義務の履行を可能にするために十分な量であり、かつ、引き出し可能な状態の金。			
23 譲渡可能有価証券の要件			一般情報(パートA)
(1) 本規則において、その権利が一方の当事者から相手の当事者に譲渡されるか、発行者による解約又は払戻し(投資法人の場合)が可能である場合に限り、以下の各々は譲渡可能有価証券であるものとする。	-		
(a) 法人の持分又は株式			
(b) 債券又はその他の形態の負債性有価証券(短期金融市場商品を除く)			
(c) CIS(集団投資スキーム)の持分			
(d) サブセクション23(1)(a)、23(1)(b)、又は23(1)(c)を裏付けとする資産の持分、及び、			
(e) サブセクション23(1)(a)、23(1)(b)、23(1)(c)、又は23(1)(d)を裏付けとした資産が発行されるために、その資産に対する特定金額の支払いに基づいて、資産の発行者から付与された権利			

	<p>有価証券の発行条件に基づき、その保有により負債が発生する可能性がある場合には、当該有価証券について部分的な払込み(2)がなされたか否かの理由の有無を問わず、パスポート・ファンドは譲渡可能有価証券を取得してはならない。ただし以下の場合を除く。</p> <p>(a) 部分的な払込みがなされた法人の持分若しくは株式、又はCISの持分のうち、金融市場に上場しており、いかなる保有者も、その持分、株式、又は持分の価値を反映する額の支払いに対する、自らの保有分の解約請求又は払戻し請求(投資法人の場合)に継続的な権利を有しないもの、又は、</p> <p>(b) 法人の持分若しくは株式、又はCISの持分のうち、取得から7日以内に金融市場に上場が予定されており、いかなる保有者もその持分、株式、又は持分の価値を反映する額の支払いに対する、自らの保有分の解約又は払戻し(投資法人の場合)に継続的な権利を有しないもの</p> <p>(3) パスポート・ファンドは、サブセクション23(2)に基づき譲渡可能有価証券を取得してはならない。ただし以下の場合を除く。</p> <p>(a) かかる負債返済のために利用することが可能であり、十分な資産に転換されうるとパスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)が合理的に考える資産をパスポート・ファンドが有している場合。及び</p> <p>(b) 部分的に払い込まれた法人の持分若しくは株式、又はCISの持分のうち、金融市場に上場しているものを取得する場合、オペレーター(運用会社)は、法人の持分若しくは株式又はCISの持分は信頼性を持った評価が可能であり、有価証券がパスポート・ファンドにより取得された場所のいずれかの営業日における価値で、保有期間中に解約や売却が可能であると合理的に考えなければならぬ場合。</p>		
24	短期金融市場商品の要件		一般情報(パートA)
	<p>パスポート・ファンドは、以下の条件が満たされているとパスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)が合理的に考えない限り、短期金融市場商品を取得してはならない。</p> <p>(a) 当該商品が投資する投資対象について、</p> <p>(i) 発行時の発行年限又は残存している満期が397日以下である場合、又は、</p> <p>(ii) 少なくとも397日毎に短期金融市場の条件に沿って利回りの定期的な調整が行われることが合理的に見込まれる場合。及び、</p> <p>(b) パスポート・ファンドが当該商品を取得した地域の営業日において、当該商品について、</p> <p>(i) 信頼性を持った評価が可能であり、かつ、</p> <p>(ii) その価格で解約や売却が可能である場合。</p>		
25	デリバティブの要件		一般情報(パートA)
	<p>(1) パスポート・ファンドは、以下のすべてを満たす場合に限り、デリバティブ取引を行うことができる。</p> <p>(a) デリバティブの価値の決定の基礎となる原資産又は原インデックスが、以下のいずれか、又は複数に該当する場合。</p> <p>(i) サブセクション19(1)に基づいてパスポート・ファンドが保有可能な資産</p> <p>(ii) 金利</p> <p>(iii) 政府又は政府機関によって算定され、承認されるか決定されたインフレ率、又は</p> <p>(iv) 適格インデックス、及び、</p> <p>(b) デルビジョン7.2に基づいて、パスポート・ファンドがそれを取得した国で、かかるデリバティブの公正価値が容易に決定可能である場合。及び、</p> <p>(c) 例外的な状況を除き、カウンターパーティーの関連する事務所がある地域の営業日において、当該デリバティブについて当該価格での解約や売却が常時可能であり、デリバティブが金融市場で取引されている場合には、デリバティブ取引市場の開場中に解約や売却が可能である場合。</p> <p>「デリバティブ」の意味</p> <p>(2) 本規則において、デリバティブとは、特定のエンティティと相手の当事者(デリバティブのカウンターパーティー)の間での取引取決めのうち、以下のものをいう。</p> <p>(a) 当該取引取決めが、以下のものではないもの。</p> <p>(i) 通貨</p> <p>(ii) 預金</p> <p>(iii) 金銭若しくは有価証券の貸付</p> <p>(iv) 譲渡可能有価証券</p> <p>(v) 短期金融市場商品、又は、</p> <p>(vi) 金預金証券、及び、</p> <p>(b) 当該取引の下において、</p> <p>(i) 将来の期日において、一方の当事者が特定の対価を提供しなければならないか、又は提供することが要求される可能性があるもの。</p> <p>(ii) 対価、又はこうした取引取決めが一般に履行前に売却若しくは解約される場合には売却若しくは解約時の取決めの価値が、(完全に、若しくは、部分的に)変数を参照することにより、究極的に決定され、又は、変動するもの。</p> <p>(iii) 契約下でいずれかの当事者が提供する対価の主要な部分がサービスの提供ではないもの。</p> <p>(iv) 対価が、ファンドが運営目的で用いる財の提供ではないもの。及び、</p> <p>(v) いずれの当事者も、サブセクション19(2)で許容された資産以外の資産を受け渡す義務を負わないもの。</p>		
26	組み込みデリバティブの要件		一般情報(パートA)
	<p>パスポート・ファンドは、あたかも組み込みデリバティブがデリバティブであり、パスポート・ファンドがそのデリバティブの直接当事者であるかのように、組み込みデリバティブが以下の要件を満たしている場合に限り、デリバティブを組み込んだ譲渡可能有価証券又は短期金融市場商品を取得することができる。</p> <p>(a) セクション25、及び、</p> <p>(b) 組み込みデリバティブのカウンターパーティー・リスクがパスポート・ファンドに移転されるか、その可能性がある場合には、セクション27</p> <p>「デリバティブを組み込む」及び「組み込みデリバティブ」の意味</p> <p>(2) 本規則において、(a)(b)いずれかのようなものであれば、当該譲渡可能有価証券又は短期金融市場商品にデリバティブが組み込まれているものとする。</p> <p>(a) 以下の要素(組み込みデリバティブ)を含んでいるもの。</p> <p>(i) 本来、主契約として機能する譲渡可能有価証券又は短期金融市場商品下で支払われるべきだったキャッシュフローの全部、又は一部となるものであり、法人の持分又は株式については、企業清算時の配当、資本の払戻し、又は支払うべき金額についてのその法人の裁量以外の変数への(完全な、又は部分的な)参照によって金額が変化するもの。</p> <p>(ii) 主契約として機能する譲渡可能有価証券又は短期金融市場商品の経済的特性に緊密に関連しない利益とリスクをもっているもの。</p> <p>(iii) 当該譲渡可能有価証券又は短期金融市場商品の保有リスク、及びその価格に極めて多大な影響をもたらすもの。及び、</p> <p>(iv) かかる譲渡可能有価証券又は短期金融市場商品から独立して譲渡することができない、又はパスポート・ファンドによって別個の資産として取り扱われていないもの。又は、</p> <p>(b) 本来、デリバティブ取引であるものが譲渡可能有価証券や短期金融市場商品となっており、その契約条件はパスポート・ファンドの特定のニーズに合致するよう設計されているもの。</p>		

27 デリバティブのカウンターパーティー	一般情報(パートA)
<p>(1) パスポート・ファンドは、審査済中央清算機関以外の中央清算機関で清算されるデリバティブ取引を行ってはならない。</p> <p>(2) パスポート・ファンドは、以下の場合以外は、中央清算機関で清算されないデリバティブ取引を行ってはならない。</p> <p>(a) デリバティブのカウンターパーティーが、</p> <p>(i) バーゼル銀行監督委員会のガイドラインに沿って、かかるカウンターパーティーの主たる事業所のある地域の金融監督当局による健全性規制の対象である場合、又は、</p> <p>(ii) 以下の双方に該当する場合。</p> <p>(A) IOSCOの普通会員及び準会員である規制当局によって規制されている場合、及び、</p> <p>(B) 財務基盤を有する義務に服しており、リスク管理のための適切な取決めが存在する場合。及び、</p> <p>デリバティブ取引のカウンターパーティーがオペレーター(運用会社)の関係当事者である場合には、利益相反を管理する適切な取決めが存在する場合。</p> <p>(3) 本規則において、以下のいずれかの要件を満たす限りにおいて、デリバティブ取引の中央清算機関は審査済中央清算機関であるものとする。</p> <p>(a) 下記の国で中央清算機関として規制されている場合。</p> <p>(i) 加盟国の経済地域、又は、</p> <p>(ii) OECD加盟国、又は、</p> <p>(b) 以下のすべての条件が満たされている場合。</p> <p>(i) IOSCO加盟国の法域で中央清算機関として規制されており、</p> <p>(ii) パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)が、独立した情報ソースに基づき、取引開始から5年間、そのいかなる負債についても当該中央清算機関が債務不履行となるリスクは極めて低いと合理的理由に基づいて考えており、かつ、</p> <p>(iii) パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)が、そのように考える根拠を書面で記録している場合。</p>	<p>関連する社内規程、書面等</p>
<p>28 有価証券貸借取引のカウンターパーティーと担保</p>	<p>一般情報(パートA)</p>
<p>(1) 本規則において、<u>有価証券貸借取引</u>とは、パスポート・ファンドの資産が相手方当事者に対して譲渡され、当該相手方当事者が当該資産又は当該資産の等価物をパスポート・ファンドに対して再度譲渡する取引をいう取決め。</p> <p>(2) パスポート・ファンドは、以下の場合に限り、有価証券貸借取引を行うことができる。</p> <p>(a) 取引のカウンターパーティーが、</p> <p>(i) バーゼル銀行監督委員会のガイドラインに沿って、カウンターパーティーの主たる事業所のある経済地域において、金融監督当局による健全性規制に全般的に服する場合。又は、</p> <p>(ii) 以下のいずれにも該当する場合。</p> <p>(A) IOSCOの普通会員又は準会員である規制当局によって規制されている場合。</p> <p>(B) 財務基盤を有する義務に服しており、リスク管理のための適切な取決めが存在する場合。</p> <p>(b) 当該パスポート・ファンドと当該カウンターパーティーの間で以下の内容を規定した取引の契約が存在する場合。</p> <p>(i) 契約に基づいて、当該カウンターパーティーがパスポート・ファンドに対して担保の付されていない資産を移転する方法により当該パスポート・ファンドに対して担保を提供すること、及び、当該担保資産がパスポート・ファンドが譲渡した資産の価値を上回っていること、及び、</p> <p>(ii) 全ての担保が現金で差し入れられた場合、上記サブセクション28(2)(b)(i)の要件を満たすために差し入れられた担保の公正価値が、パスポート・ファンドから契約に基づいて譲渡された資産の公正価値をいかなる営業日においても下回っていた場合、又は、差し入れられた担保に短期金融市場商品が含まれていた場合には、パスポート・ファンドから譲渡された資産の公正価値の103%を当該営業日において下回っていた場合、当該カウンターパーティーは、以下の時点までに、パスポート・ファンドに対して追加担保を提供しなければならない。</p> <p>(A) 100%を下回る不足額について、カウンターパーティーの関連するオフィスのある地域における翌営業日(不足払込日)の終了時間よりも前、及び、</p> <p>(B) 関連する社内規程、書面等</p> <p>(c) 取引のカウンターパーティーがオペレーター(運用会社)の関係当事者である場合、生じる可能性のある利益相反を管理する適切な取決めが存在する場合。及び、</p> <p>カウンターパーティー、担保、契約内容及びその他の関連事項に関して、当該取引取決めを含むカウンターパーティーとの取引取決めに基づき、カウンターパーティーがパスポート・ファンドに対する義務を履行しないことで生じる損失のリスクが極めて低いことについて、オペレーター(運用会社)が評価を行っており、この評価を書面で記録している場合。</p>	<p>関連する社内規程、書面等</p>
<p>(3) サブセクション28(2)を満たすためにパスポート・ファンドが受入れ可能な担保は以下のものでなければならない。</p> <p>(a) 現金、又は、</p> <p>(b) 以下の短期金融市場商品</p> <p>(i) デリバティブが組み込まれていないもの。</p> <p>(ii) パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)がそのリスクを許容可能と判断したもの。及び、</p> <p>(iii) その公正価値が現金担保額の103%以上であるもの。これに満たない場合は、サブセクション28(2)を満たすことが要求される。</p> <p>(4) パスポート・ファンドは、本セクションで許容されていない限り、又は、カウンターパーティーによる有価証券貸借契約の不履行があった後でなければ、有価証券貸借の担保を売却、再投資することができず、それに対する担保設定もすることができない。</p> <p>(5) パスポート・ファンドは、以下の場合、現金で差し入れられた有価証券貸借の担保を再投資することができる。</p> <p>(a) 再投資が、パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)がそのリスクを許容可能と判断した短期金融市場商品で行われる場合、及び</p> <p>(b) パスポート・ファンドが現金を除く再投資から得る資産の価値が、保有される現金の担保を控除後で、有価証券貸借取引に基づいて譲渡された有価証券の公正価値の103%を超えている場合</p> <p>(6) デリバティブ取引や有価証券貸借取引で受け入れた担保は、譲渡の方法により提供された場合には、ディビジョン6.3の要件において、パスポート・ファンドが取得した資産として扱われるものとする。</p>	<p>関連する社内規程、書面等</p>

パスポート・ファンドの「ポートフォリオ・アロケーションの制限」に関する事項

別表3 第6節 パスポート・ファンドの投資

確認事項	付属書類(輸出)	書類番号	備考
ディビジョン6.3 ポートフォリオ・アロケーションの制限			
29 本節における上限超過			一般情報(パートA)
<p>(1) パスポート・ファンドは、取得の結果、本節に規定された上限を超過することになるか、大幅に超えている場合、資産の取得、デリバティブ取引又は有価証券貸借取引を行ってはならない。</p> <p>(2) 本節に規定された上限を超過しているパスポート・ファンドは、実務上可能な限り速やかに、ただし上限を超過した日から3か月以内に、超過状態を解消しなければならない。</p> <p>(3) サブセクション29(2)に定められた期限は、延長することがパスポート・ファンドのメンバー(持分保有者)の最大の利益であることについてオペレーター(運用会社)が独立した監視機関を説得できた場合、独立した監視機関の書面によるオペレーター(運用会社)への通知をもって、1か月以内の期間、延長することが可能である。</p> <p>(4) パスポート・ファンドが本セクションを遵守しており、資産の取得、デリバティブ取引又は有価証券貸借取引の開始以外によって上限を超過した場合、それは本節の規則に違反していることにはならない。</p> <p>注記: セクション12の報告要件も参照のこと。</p>	関連する社内規程、書面等		
30 単一のエンティティ(発行体)に対する上限			
(1) 本セクション及びセクション31、33の解釈上、保有価値とは、以下のうち高いものをいう。			一般情報(パートA)
(a) エクスボージャー相殺によるリスク軽減考慮後の評価額、又は、 (b) デリバティブによる相殺効果を考慮に入れない評価額			
(2) サブセクション30(3)及びセクション33に従い、パスポート・ファンドの資産価額の5%以下の範囲で、以下の資産又は取引を保有することができる。			
(a) 以下のエンティティではない、同一のエンティティ(発行体)に関係するものであること。			
(i) 審査済中央清算機関、又は、 カウンターパーティーの主たる事業所のある経済地域で、ホーム国規制当局が、バーゼル銀行監督委員会のガイドラインに全体的に概ね適合していると書面により判断する、オペレーター(運用会社)が低リスクであると合理的に判断する、設立の地域における金融監督当局による健全性規制に準拠するもの、及び、 (ii) リスク審査済政府有価証券以外の短期金融市場商品	関連する社内規程、書面等		
(b) 以下の1つ又は複数のタイプに該当するものであること。			
(i) 下記以外の譲渡可能有価証券			
(A) 金融資産規制CISの持分、及び			
(B) リスク審査済政府有価証券			
(ii) リスク審査済政府有価証券以外の短期金融市場商品			
(iii) デリバティブ			
(iv) 有価証券貸借契約			
(3) セクション33に従い、サブセクション30(2)に規定された単一のエンティティ(発行体)に対する上限は、以下のいずれかに該当する資産又は取引に関して10%まで引き上げることができる。			
(a) オペレーター(運用会社)によって許容可能リスクと評価されたもの			
(b) IOSCO加盟国の法域において信用格付け付与に係る規制を受ける格付け会社の書面による意見、及びオペレーター(運用会社)が行うリスク評価とリスク管理手順の下で認識されたその他のあらゆる情報を考慮して、オペレーター(運用会社)が許容可能リスクと評価することに疑う余地がないもの、又は、			
(c) サブセクション30(3)又は30(3)(b)で言及された資産及び取引を除き、合計でパスポート・ファンドの資産価額の40%を超えないもの			
(4) セクション33に従い、以下の資産の保有や取引はパスポート・ファンドの資産価額の15%を超えてはならない。			
(a) カウンターパーティーの主たる事業所のある経済地域で、ホーム国規制当局が、バーゼル銀行監督委員会のガイドラインに概ね適合していると判断を書面で示し、オペレーター(運用会社)が低リスクであると合理的に判断する、会社設立地の金融監督当局による健全性規制に準拠する同一のエンティティ(発行体)			
(b) サブセクション30(2)で言及されたタイプのいずれか1つ又は複数に該当するもの			
(5) セクション33に従い、以下の資産を20%超保有してはならない。			
(a) 審査済中央清算機関以外の同一エンティティ(発行体)に関係するものであり、かつ、			
(b) 下記のタイプのいずれか1つ又は複数に該当するもの。			
(i) サブセクション30(2)(b)に記載されたタイプ			
(ii) 預金			
(6) サブセクション30(2)及び30(5)に基づく上限は、以下により発生した預金には適用しない。			
(a) パスポート・ファンドによる投資が開始される前にパスポート・ファンドの持分の募集又は販売により受領した金銭			
(b) オペレーター(運用会社)が上記(2)及び上記(5)のいずれかに適合することがパスポート・ファンドのメンバー(持分保有者)の利益にならないと合理的に考える場合における、パスポート・ファンドの清算手続のための投資資産の現金化、又は			
(c) オペレーター(運用会社)が上記(2)及び上記(5)のいずれかに適合することがパスポート・ファンドのメンバー(持分保有者)の利益にならないと合理的に考える場合における、解約請求又は払戻し請求(投資法人の場合)に応じるために行われたパスポート・ファンド資産の売却により受領した金銭	関連する社内規程、書面等		
(7) パスポート・ファンドの資産価額の35%超を同一政府エンティティ(発行体)に関するリスク審査済政府証券の資産として保有してはならない。			

(8) 本セクションにおいて、資産が以下の表に列挙されているタイプのもので、以下のエンティティ(発行体)に関連があるものであれば、当該資産又は取引は当該エンティティに 関係している ものとする。				
項目	こうしたタイプの資産や契約は...	... 以下の場合、エンティティ(発行体)に 関係している ものとする		
1	譲渡可能有価証券(有価証券貸借取引の下で譲渡されたものを含む)	エンティティ(発行体)が発行、又は保証している場合	関連する社内規程、書面等	
2	短期金融市場商品(有価証券貸借取引の下で譲渡されたか、又はパスポート・ファンドに対する債務の担保であるものを含む)	エンティティ(発行体)が発行、又は保証している場合		
3a	その価格や価値が譲渡可能有価証券や短期金融市場商品を参照資産としてそれに依存しているデリバティブ、又は	参照資産をエンティティ(発行体)が発行、又は保証している場合		
3b	こうしたデリバティブの組み込み資産			
4a	カウンターパーティが審査済中央清算機関でないデリバティブ取引。又は	エンティティ(発行体)がカウンターパーティである場合		
4b	リスクがファンドに移転しているか、移転する可能性がある、デリバティブ組み込み資産。			
5	有価証券貸借取引	エンティティ(発行体)がカウンターパーティである場合		
6	預金	エンティティ(発行体)に対する預金である場合		
注記: 資産は1つ以上のエンティティが関連している可能性がある。資産はサブセクション(1)から(4)までを適用する目的で勘案されなければならない。				
「政府証券」の意味				
(9) 本セクションとセクション31において、以下の場合に限り、資産は 政府証券 であるものとする。				
(a)	資産が以下のいずれかである場合。	-		
(i)	金融資産規制CISの持分以外の譲渡可能有価証券である場合。			
(ii)	短期金融市場商品である場合。及び、			
(b)	資産が関係するエンティティ(発行体)が以下のいずれかである場合。			
(i)	中央政府			
(ii)	中央銀行			
(iii)	国際機関			
31 グループに関する上限				一般情報(パートA)
(1) サブセクション30(6)及びセクション33に従い、パスポート・ファンドの資産価額の20%超を以下のような資産で保有してはならない。		関連する社内規程、書面等		
(a)	同一エンティティ(発行体)・グループに 関係する 資産、及び、			
(b)	下記のタイプのいずれか、又はいずれにも該当する資産			
(i)	セクション30(2)(b)に記載されたタイプ、及び、			
(ii)	預金			
(2)	セクション31(1)に基づく上限は、以下により発生した預金には適用されない。			
(a)	パスポート・ファンドによる投資が開始される前にパスポート・ファンドの持分の募集又は販売により受領した金銭			
(b)	オペレーター(運用会社)が上記(1)のいずれかに適合することがパスポート・ファンドのメンバー(持分保有者)の利益にならないと合理的に考える場合における、パスポート・ファンドの清算手続のための投資資産の現金化、又は			
(c)	オペレーター(運用会社)が上記(1)のいずれかに適合することがパスポート・ファンドのメンバー(持分保有者)の利益にならないと合理的に考える場合における、解約請求又は払戻し請求(投資法人の場合)に応じるために行われたパスポート・ファンド資産の売却により受領した金銭			
同一エンティティ(発行体)・グループへの「関係」の意味				
(3) 本セクションにおいて、				
(a)	特定のエンティティ(発行体)がもう1つのエンティティ(発行体)の支配者である場合、2つのエンティティ(発行体)は 関連している ものとし、	-		
(b)	2つのエンティティ(発行体)があり、双方が第3のエンティティ(発行体)に関連している場合も、それらのエンティティ(発行体)は 関連している ものとし、かつ、			
(c)	一連のエンティティ(発行体)が相互に関連している場合、そうした一連のエンティティ(発行体)は、エンティティ(発行体)・グループを形成しているものとする。			

(4) 本セクションにおいて、以下の場合、資産はエンティティ(発行体)・グループに 関係しているものとする 。			
(a) その資産が政府証券ではなく、かつ、			
(b) 下記の表に列挙されたタイプのもので、表示されたエンティティ(発行体)・グループと関連している場合。			
項目	こうしたタイプの資産は、...	... 以下の場合、同一のエンティティ(発行体)・グループに関連しているものとする。	
1	譲渡可能有価証券 (有価証券貸借取引の下で譲渡されたものを含む)	エンティティ(発行体)・グループ内のエンティティ(発行体)が発行、又は保証している場合	
2	短期金融市場商品 (有価証券貸借取引の下で譲渡された又は、担保として受領したものを含む)	エンティティ(発行体)・グループ内のエンティティ(発行体)が発行、又は保証している場合	
3a	その価格や価値が譲渡可能有価証券や短期金融市場商品を参照資産としてそれに依存しているデリバティブ、又は	参照資産をエンティティ(発行体)・グループ内のエンティティ(発行体)が発行、又は保証している場合	
3b	かかるデリバティブの組み込んだ資産。		
4a	デリバティブのカウンターパーティが審査済の中央清算機関でない場合。又は	カウンターパーティがエンティティ(発行体)・グループ内に存在している場合	
4b	カウンターパーティリスクがファンドに移転されているか、その可能性がある場合、かかるデリバティブを組み込んだ資産。		
5	有価証券貸借取引	カウンターパーティがエンティティ(発行体)・グループ内に存在している場合	
6	預金	エンティティ(発行体)・グループ内のエンティティ(発行体)に対する預金である場合	
32 デリバティブと有価証券貸借契約における価額の評価			一般情報(パートA)
(1) セクション30とセクション31において、エンティティに関連する場合、デリバティブの価額は次のように評価される。			
(a)	それがサブセクション30(8)又は31(4)の表の項目の3aと3bに記述されているようなエンティティとの関係を持っている場合、その価額は本規則の付表Bに基づいて評価され、許容されるショート・エクスポージャーの場合はマイナスの価額になりうる。又は		
(b)	それがサブセクション30(8)又は31(4)において、表の項目4aと4bに記述されているような関係をエンティティと持っている場合、その価額は本規則の付表Aに基づいて、最大損失額として次のように評価される。		
(i)	次のような状況の場合、パスポート・ファンドがエンティティに対して負債を負っていれば、それを相殺した後の評価。		
(A)	パスポート・ファンドがカウンターパーティとネットティング契約を結んでおり、カウンターパーティが債務不履行、破綻、清算か、それに類する状況でその契約による負債を履行できなくなった場合、契約に含まれる全取引を網羅する単一の法的負債が発生し、パスポート・ファンドはかかるネットティング契約に基づく取引の相殺された合計額だけを受け取るべき債権、あるいは支払うべき負債とする。及び	関連する規程、書面等	
(B)	オペレーターが、ネットティング契約はカウンターパーティの設立された法域の法律に基づき法的に有効であると合理的理由に基づいて考えており、ネットティング契約にエンティティの外国支店が関与している場合、支店の所在する法域でそれが有効であると考えている。法律には、契約に含まれる個別の取引についての法律とネットティング契約についての法律の両方が含まれている。及び		
(ii)	契約に基づいてパスポート・ファンドの債務に対する担保の公正価値を差し引いた後の評価。かかる担保はパスポート・ファンドによってファンド資産として保有され、自由に処分できるものであり、資産に対する法的権原の形で存在し、次のとおりである。		
(A)	現金、又は		
(B)	パスポート・ファンドのオペレーターによって許容可能リスクと判断された短期金融市場商品		
33 インデックス・ファンドとベンチマーク・ファンドに対する制限の適用			一般情報(パートA)
(1) 本セクションは、インデックス・ファンド、又はベンチマーク・ファンドであるパスポート・ファンドに適用される。			
(2)	パスポート・ファンドの資産又はデリバティブの原資産がインデックスの構成銘柄である場合、その原資産が関係を持つエンティティ(発行体)又はエンティティ(発行体)・グループに対するファンドのエクスポージャーの制限は、以下のいずれかのうちパスポート・ファンドの資産価額と比較して低い方である。		
(a)	その資産が構成銘柄であるインデックスに占める構成比率に2%を加えたもの、及び、	関連する規程、書面等	
(b)	25%、又は適格指標が市場若しくは市場セクターが関係する経済地域以外の経済地域を含み投資家に広く利用されている既存の市場若しくは市場セクターに關係し、別のエンティティ(発行体)又はエンティティ(発行体)・グループに対するパスポート・ファンドのエクスポージャーで25%を超えるものが他に一切ない場合、インデックス・ファンドに限り40%		
(3)	サブセクション(2)(b)は、ホーム国規制当局が当該ファンドに関連して例外的な市場環境にあると判断し、適格指標が市場又は市場セクターに關係する経済地域以外の経済地域を含み投資家に広く利用されている既存の市場又は市場セクターに關係していることを、ホーム国規制当局がオペレーター(運用会社)に対して書面により通知し、その通知をオペレーター(運用会社)に対して書面により取り消していない場合にのみ適用される。		
34 ポートフォリオ・アロケーションの制限 - 金融資産規制CIS			一般情報(パートA)
(1) パスポート・ファンドの資産価額の10%超を、以下の形で保有してはならない。			
(a)	パスポート・ファンド以外の単一の金融資産規制CISの持分、又は、パスポート・ファンド以外の金融資産規制CISのサブファンドの持分、及び、		
(b)	パスポート・ファンド以外の単一の金融資産規制CISの持分の価額によって価値が決定、又は変動するデリバティブ、又はパスポート・ファンド以外の金融資産規制CISがサブファンドを有する場合には、当該金融資産規制CISのサブファンドの持分の価額によって価値が決定され変動するデリバティブ		
(2)	パスポート・ファンドの資産価額の30%超を、以下の形で保有してはならない。		
(a)	パスポート・ファンド以外の複数の金融資産規制CIS又はパスポート・ファンド以外の複数の金融資産規制CISのサブファンド、及び、	関連する規程、書面等	
(b)	パスポート・ファンド以外の金融資産規制CISの持分の価額によって価値が決定、又は変動する複数のデリバティブ、又はパスポート・ファンド以外の金融資産規制CISがサブファンドを有する場合には、当該金融資産規制CISのサブファンドの持分の価額によって価値が決定され変動する複数のデリバティブ		
(3)	以下の場合には、サブセクション34(1)及び34(2)は、金融資産規制CISの持分の保有又はホーム国における規制CISである金融資産規制CISのサブファンドには適用しない。		
(a)	金融資産規制CISのオペレーター(運用会社)がパスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)である場合		
(b)	本サブセクション34(3)を理由に投資が許可されている各金融資産規制CIS又は金融資産規制CISのサブファンドで保有する持分に帰属する資産、債務、デリバティブ及び有価証券貸借取引が、金融資産規制CIS又はサブファンドではなくあたかもパスポート・ファンドの資産、債務、デリバティブ、有価証券貸借取引であるかのごとく、パスポート・ファンドがセクション19から42までの要件に適合する場合、及び		
(c)	金融資産規制CIS若しくはサブファンドが単一の金融資産規制CISにその資産価額の10%超を保有していない場合、又は、複数の金融資産規制CISにその資産価額の30%超を保有していない場合。		

35	ポートフォリオ・アロケーションの制限－非上場譲渡可能有価証券の上限		一般情報(パートA)
	パスポート・ファンドの資産価額の10%超を、金融資産規制CIS以外の非上場譲渡可能有価証券、又は非上場譲渡可能有価証券の価格によって価値が決定され変動するデリバティブで保有してはならない。	関連する規程、書面等	
36	ポートフォリオ・アロケーションの制限－経営に著しい影響を及ぼす投資の上限		一般情報(パートA)
(1)	インデックス・ファンドやベンチマーク・ファンド以外のパスポート・ファンドは、パスポート・ファンドの関係当事者が議決権を持っていることを知っているか、そう信じるに足る理由がある場合、そうした議決権と合算するとそのエンティティ(発行体)の議決権が20%超となるような議決権付譲渡可能有価証券の法的持分や株式を保有してはならない。	関連する規程、書面等	
(2)	インデックス・ファンドやベンチマーク・ファンドであるパスポート・ファンドは、パスポート・ファンドやそのオペレーター(運用会社)が、関係当事者と共同で、その議決権付譲渡可能有価証券を保有するエンティティ(発行体)の経営に著しい影響を行使できるほど、議決権付譲渡可能有価証券の法的持分や株式を保有してはならない。		
(3)	本セクションにおいて、エンティティ(発行体)の議決権付譲渡可能有価証券とは、以下の譲渡可能有価証券をいう。		
(a)	エンティティ(発行体)に関係がある譲渡可能有価証券。及び、	関連する規程、書面等	
(b)	一般にエンティティ(発行体)のメンバー(持分保有者)に会議の決定に投票できるか、そうでない場合もエンティティ(発行体)の取締役の決定に投票できる、エンティティ(発行体)の議決権を有する譲渡可能有価証券。		
37	発行済の譲渡可能有価証券又は発行済の短期金融市場商品の持分比率の上限		一般情報(パートA)
(1)	パスポート・ファンドは、同一のエンティティ(発行体)による無議決権株式の10%超を保有してはならない。	関連する規程、書面等	
(2)	パスポート・ファンドは、同一のエンティティ(発行体)による債務証券の10%超を保有してはならない。		
(3)	パスポート・ファンドは、同一のエンティティ(発行体)の負債を負うか、又はその可能性のある、短期金融市場商品の10%超を保有してはならない。		
38	金預金証書の上限		一般情報(パートA)
	パスポート・ファンドの資産価額の25%超を、デリバティブの価値が金預託証書を参照して決定され修正されるデリバティブを含む金預金証書で保有してはならない。	関連する規程、書面等	

パスポート・ファンドの「エクスポーチャーの制限」にかかる事項

別表3 第6節 パスポート・ファンドの投資

確認事項	付属書類(輸出)	書類番号	備考
ディビジョン6.4 エクスポーチャーの上限			
39 デリバティブ及び有価証券貸借取引－グローバル・エクスポーチャーの上限			一般情報(パートA)
(1) デリバティブ、サブセクション23(1)(e)で言及された有価証券、保有する有価証券の条件に基づいて負債が生じる可能性があるサブセクション23(2)で許容された有価証券、及び有価証券貸借契約へのパスポート・ファンドのグローバル・エクスポーチャーは、以下の比率を超えてはならない。	関連する規程、書面等		
(a) 以下の場合には、パスポート・ファンドの資産価額の100%			
(i) インデックス・ファンドの場合、及び、			
(ii) デリバティブが主にインデックスのリターンを複製する目的で使用されている場合において、インデックスの複製のために金融市場で取引されているデリバティブを使用する場合。又は			
(b) それ以外の場合には、パスポート・ファンドの資産価額の20%			
40 ネットティング契約とヘッジ契約			一般情報(パートA)
(1) 本規則において、関連ネットティング契約とは次のうちいずれかのポジションのネットティングを意味する。			
(a) (デリバティブの満期日の違いにかかわらず)同じ原資産やインデックスのデリバティブ			
(b) デリバティブとそのデリバティブに関係する資産、又は			
(c) かかる各々資産のインデックスへの構成比率と同じ比率で保有されているデリバティブ及び、かかるデリバティブが関係している当該原インデックスの一部である全ての資産			
(2) 本規則において、関連ヘッジ契約とは、パスポート・ファンドのオペレーターが次のことを行い、保有するあらゆるデリバティブである。			
(a) 下記のいずれかを軽減すると合理的に見込まれる。			
(i) 次のタイプのリスク両方			
(A) パスポート・ファンドが保有する資産クラスの市場リスク全般、及び	関連する規程、書面等		
(B) かかるクラスの資産の保有から生じる特有のリスク、又は			
(ii) 申込金の受領や償還金の支払いを、パスポート・ファンドの資産がパスポート・ファンドの取引に要求する又はその可能性がある通貨と異なる通貨で行わなければならないリスク			
(b) これらのリスクの相殺を唯一の目的として締結する。及び、			
(c) 取引への参入時点で相殺対象のエクスポーチャーの105%を超える相殺エクスポーチャーを提供するものではないと合理的に見込まれる。			
(3) 本規則において、関連ネットティング契約又はヘッジ契約におけるネット・エクスポーチャーは、これらの規則の付表Bが適用可能な部分には付表Bを適用し、契約が適用されるあらゆる資産の保有によるエクスポーチャーを適用することで、契約が適用されるデリバティブと資産のネット価額を算定することで決定される。			
(4) パスポート・ファンドのオペレーターはサブセクション40(2)で言及された全ての見込みの根拠を文書化しなければならない。			
41 有価証券貸借取引の上限			一般情報(パートA)
パスポート・ファンドの資産価額の50%超を有価証券貸借取引によってパスポート・ファンドに譲渡された資産で保有してはならない。	関連する規程、書面等		
42 デリバティブ－エクスポーチャーのカバー			一般情報(パートA)
(1) パスポート・ファンドが自身に将来の義務を発生させるかその可能性があるデリバティブ取引を行う場合、入手可能であり、十分な資産に転換することが可能であるとパスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)が合理的に考える、以下のような資産を、常時保有していなければならない。	関連する規程、書面等		
(a) 現金決済されるか又はその可能性があるデリバティブの場合、エクスポーチャーを解消するために、又はカウンターパーティーに取引の解約を同意させるために、デリバティブ取引による相殺可能な資産。又は			
(b) 原資産の現物受け渡しが必要となるか又はその可能性があるデリバティブの場合、実際若しくは発生の可能性のある受け渡し義務を果たすための請求に対し、受け渡し可能な資産。			

「その他の制限」にかかる事項

別表3 第6節 パスポート・ファンドの投資

確認事項	付属書類(輸出)	書類番号	備考
ディビジョン6.5 その他の制限			
43 貸付・保証・引受の禁止			一般情報(パートA)
<p>(1) パスポート・ファンドは金銭の貸付を行ってはならない。</p> <p>(2) サブセクション43(1)に関して、パスポート・ファンドは、ディビジョン6.2で許容される預金を有している場合、金銭の貸付を行うものではない。</p> <p>(3) パスポート・ファンドは、他の者及びエンティティに対して保証人となってはならない。</p> <p>(4) パスポート・ファンドは、募集において他の者が有価証券を取得しなかったときにそれを取得すること、又は、募集により特定の金額を確実に資金調達できることに同意して、有価証券の引受を行ってはならない。</p>	関連する規程、書面等		
44 借入れ			一般情報(パートA)
<p>(1) パスポート・ファンドは、以下の条件を全て満たさない限り、借入れを行ってはならない。</p> <p>(a) 借入時において、パスポート・ファンドの全借入額がパスポート・ファンドの資産価額の10%以下であること。</p> <p>(b) 借入れの目的が以下のとおりであること。</p> <p>(i) 以下の解約請求又は払戻し請求(投資法人の場合)の支払いを可能にするための借入れ</p> <p>(A) 既に行われた解約請求又は払戻し請求(投資法人の場合)、又は、</p> <p>(B) 合理的に見込まれる解約請求又は払戻し請求(投資法人の場合)又は、</p> <p>(ii) パスポート・ファンドが以下のいずれかの項目以外の費用を適切に支払うための借入れ</p> <p>(A) ファンドからオペレーター(運用会社)に支払う手数料</p> <p>(B) ファンドから独立した監視機関に支払う手数料</p> <p>(C) 新たな投資に関連した費用、又は、</p> <p>(iii) メンバー(持分保有者)に対する配当又は配分を可能とするための借入れ</p> <p>(c) 借入れを実施しなければ、パスポート・ファンドが以下のうちいずれかを行えなくなる重大なリスクがあること。</p> <p>(i) 解約請求又は払戻し請求(投資法人の場合)に応じること、又は、</p> <p>(ii) 上記のサブセクション(1)(b)(ii)に挙げた費用の支払いを行うこと</p> <p>(d) 借入れは、主たる営業所のある地域で免許を受けているか規制されている金融機関による企業間信用、証書貸付、当座貸越の形を取ったものであること。</p> <p>(e) パスポート・ファンドが借入れた金額を以下のように返済する意図を持つこと。</p> <p>(i) 31日以内に全額を返済すること、及び、</p> <p>(ii) 新たな借入れ又は調達資金に依存しないこと</p> <p>(f) パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)が、当該期間内に借入れ金額の返済が可能であることを合理的な前提に基づいて示す予想キャッシュフロー表を作成すること。</p> <p>(2) サブセクション44(1)(a)において、パスポート・ファンドに対して貸し手が負う金額は、借入れ金額を軽減するものと解釈されない。</p> <p>(3) パスポート・ファンドは、自身に提供された担保の取得を目的として有価証券貸借取引を行ってはならない。ただし、第三者に対する義務の履行に必要な担保の保有に予期せぬ不足が生じ、それを補填する目的の場合はこの限りではない。</p>	関連する規程、書面等		
45 空売りの禁止			一般情報(パートA)
<p>(1) パスポート・ファンドは、売却の時点において、以下の条件を満たさなければ、パスポート・ファンドの資産を売却してはならず、又は、パスポート・ファンドの資産を譲渡する義務を負ってはならない。</p> <p>(a) パスポート・ファンドが、現在、買い手に資産の権原を与えるための行使可能かつ無条件の権利を有していること(譲渡を可能にする権原)。又は、</p> <p>(b) パスポート・ファンドが、売却を行う資産に関して以下のような購入契約を結んでいること。</p> <p>(i) 譲渡を行う前に、パスポート・ファンドが資産の譲渡を可能にする権原を得ることを可能にする契約。及び、</p> <p>(ii) 以下のいずれかを条件とする契約。</p> <p>(A) 対価の金額の支払い、</p> <p>(B) パスポート・ファンドの一部に対するオプションの行使、又は、</p> <p>(C) しかるべき法的な譲渡証書若しくは権利証の受領</p> <p>(2) セクション45(1)に関して、資産の譲渡を可能にする権原、又は、サブセクション45(1)(b)の条件を満たす資産の購入契約は、売却の形態又は有価証券貸借取引契約を含む、資産又はこれに相当する資産を譲渡するための1契約のみを裏付けとすることができる。</p>	関連する規程、書面等		
46 メンバー(持分保有者)の負債			一般情報(パートA)
<p>パスポート・ファンドは、パスポート・ファンドのメンバー(持分保有者)がその地位を利用して、パスポート・ファンドやパスポート・ファンドの債権者に対して金銭債務を負うことがないようにすべき。</p>	関連する規程、書面等		

47 実績報酬(パフォーマンス・フィー)		一般情報(パートA)	
<p>パスポート・ファンド又はそのオペレーター(運用会社)は、パスポート・ファンドからオペレーター(運用会社)又はオペレーター(運用会社)の受託者に対して、パスポート・ファンドの収益率又は特定の尺度に対するパスポート・ファンドの資産の価値の増加に基づく報酬が支払われることを認めてはならない。ただし以下の場合を除く。</p>		関連する規程、書面等	
<p>(a) パスポート・ファンドのリスク管理に関する契約を内包するもの。ただし、請求される報酬のベースが以下のようなものであったり、以下のようなものになる可能性があってはならない。</p>			
<p>パスポート・ファンドのメンバー(持分保有者)又はその持分が募集される者に提供される、パスポート・ファンドの投資目的や投資戦略及びかかるリスク情報を鑑み、オペレーター(運用会社)がパスポート・ファンドにおいて過剰なリスクを保有すること。又は、</p>			
<p>(ii) 報酬を得るため、又は、増加させるために、パスポート・ファンドの投資目的が遵守されないこと。</p>			
<p>(b) 報酬の計算が同意された水準に沿ったものであることが、オペレーター(運用会社)又はその監査人によって報酬の支払い前に確認されており、独立した監視機関又はパスポート・ファンドの財務諸表の監査人により、当該時点から最低5年間にわたり当該事実が確認できること。及び、</p>			
<p>(c) 独立した監視機関又は法令遵守レビューの責務を担うエンティティが、過去13か月の間、オペレーター(運用会社)に対して、書面により、パスポート・ファンドから支払われる報酬が、サブセクション47(1)(a)と(b)の確実な遵守を目的として文書化されたパスポート・ファンドのためのオペレーター(運用会社)報酬の支払い方針と手続をオペレーター(運用会社)が遵守しないことにつながると思われるいかなる理由も認識していないことを言明していること。</p>			

別表3 第7節 解約又は払戻し(投資法人の場合)とプライシングの評価

確認事項	付属書類(輸出)	書類番号	備考
ディビジョン7.1 解約又は払戻し(投資法人の場合)			
48 解約請求権又は払戻し請求権(投資法人の場合) - 上場パスポート・ファンド			一般情報(パートA)
<p>(1) 本節は、パスポート・ファンドが以下の場合に適用される。</p>			
<p>(a) インデックス・ファンド又はベンチマーク・ファンドである場合、及び、</p>			
<p>(b) 関連する一つ又は複数の金融市場で取引される場合</p>			
<p>(2) オペレーター(運用会社)は、パスポート・ファンドの各メンバー(持分保有者)がファンドの持分を売却する際、関連する金融市場でパスポート・ファンドの持分の純資産価額(NAV)보다大きく低い価格で売却できるよう合理的な措置を取らなければならない。</p>			
<p>(3) 本ディビジョン及びメンバー(持分保有者)の所在する国の要件に服しつつ、パスポート・ファンドのメンバー(持分保有者)は、セクション49に基づき、いずれかの市場が営業しているにもかかわらず関連するすべての金融市場において5日間連続して持分の取引が停止された場合には、メンバー(持分保有者)の持分の解約又は払戻し(投資法人の場合)を請求できる(パスポート・ファンドの持分の解約又は払戻し(投資法人の場合)がセクション51に基づき停止されている日は除く)。</p>			
<p>(4) パスポート・ファンドが2015年1月1日以前に規制CISとなった場合には、当該パスポート・ファンドはサブセクション48(3)の適用外となる。</p>			
<p>(5) 本セクションにおいて、パスポート・ファンドに<u>関連する金融市場</u>とは、以下に該当するものである。</p>			
<p>(a) 加盟国で運営されるもの、及び、</p>			
<p>(b) その金融市場の運営ルールの下、パスポート・ファンドの持分の取引が承認され、承認された状態を維持しているもの</p>			
49 解約請求権又は払戻し請求権(投資法人の場合) - 他のパスポート・ファンド			一般情報(パートA)
<p>(1) 本セクションは、セクション48に該当しないパスポート・ファンドに適用される。</p>		投資信託約款等	
<p>(2) メンバー(持分保有者)が所在する国の要件に服しつつ、パスポート・ファンドのメンバー(持分保有者)は、セクション50に基づき、いつでも持分の解約又は払戻し(投資法人の場合)を請求することができる。</p>			
<p>(3) サブセクション(2)は、オペレーター(運用会社)がセクション51に従い解約又は払戻し(投資法人の場合)を一時停止している場合には適用されない。</p>			
50 解約請求又は払戻し請求(投資法人の場合) 手続			一般情報(パートA)
<p>(1) パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)が、セクション48又は49の定めに従い解約請求又は払戻し請求(投資法人の場合)を受領した場合、解約又は払戻し(投資法人の場合)期間中に解約又は払戻し(投資法人の場合)手続を行い、かつ、メンバー(持分保有者)に対して以下に示す持分あたりの価格(解約又は払戻し(投資法人の場合)価格)を支払わなければならない。</p>		投資信託約款等	
<p>(a) 解約請求又は払戻し請求(投資法人の場合)前にメンバー(持分保有者)に対して開示された、解約又は払戻し(投資法人の場合)に関する取引費用又は解約又は払戻し(投資法人の場合)手数料を考慮した上での、パスポート・ファンドの持分についての評価機関によるNAV推定額であり、かつ、</p>			
<p>(b) メンバー(持分保有者)からの解約請求又は払戻し請求(投資法人の場合)を受領した後に行われるパスポート・ファンドの資産評価を用いて算出されたもの。</p>			
<p>(2) 解約請求又は払戻し請求(投資法人の場合)に対する解約又は払戻し(投資法人の場合)期間は、オペレーター(運用会社)が請求を受領してから15日を超えてはならない。ただし、オペレーター(運用会社)がメンバー(持分保有者)に対して書面によりさらに短い期間を通知し、より短い方の期間が最長期間として適用される場合、又は、セクション51に従い停止が認められる場合、又は、セクション52に従い解約又は払戻し(投資法人の場合)が繰延される場合を除く。</p>			
<p>(3) オペレーター(運用会社)がサブセクション50(2)に従い有効な通知を行った場合、メンバー(持分保有者)に対して合理的な通知をすることなく、オペレーター(運用会社)はその解約又は払戻し(投資法人の場合)期間を延長することはできない。</p>			
<p>(4) セクション48の定めに従い請求がなされる場合、オペレーター(運用会社)は、オペレーター(運用会社)との取決めによりセクション48以外に基づき持分の解約請求又は払戻し請求(投資法人の場合)をする権利を有する者に対して課される手数料と比べて、合理的に相応な水準を超えて解約又は払戻し(投資法人の場合)手数料を請求することはできない。</p>			
<p>(5) オペレーター(運用会社)は、メンバー(持分保有者)に対して、パスポート・ファンドの持分を取得するためにメンバー(持分保有者)が支払った通貨と同じ通貨で(オペレーター(運用会社)が解約又は払戻し(投資法人の場合)時に利用可能な換算レートを利用して)解約又は払戻し(投資法人の場合)を受け取る選択権を与えなければならない。ただし、オペレーター(運用会社)がそのために必要と考える、外国為替費用の合理的な見積額を基礎とした合理的な費用が生じ得る。</p>			

51 解約又は払戻し(投資法人の場合)の停止		一般情報(パートA)
<p>パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)は、一定の状況において、解約又は払戻し(投資法人の場合)を停止し、又は、解約又は払戻し(投資法人の場合)を制限しなければならない。</p>		
(1)	ホーム国規制当局から書面により解約又は払戻し(投資法人の場合)の停止の指示があり、その指示が書面により取り消されていない場合、オペレーター(運用会社)は、パスポート・ファンドの解約又は払戻し(投資法人の場合)を停止しなければならない。	投資信託約款等
(2)	パスポート・ファンドが清算手続中の場合、オペレーター(運用会社)は、パスポート・ファンドの解約又は払戻し(投資法人の場合)を停止しなければならない。これは当該ファンドの清算手続中、投分による中間又は最終の利益配当を妨げるものではない。	
(3)	パスポート・ファンドが以下に該当する期間中、オペレーター(運用会社)は、パスポート・ファンドの解約又は払戻し(投資法人の場合)を停止しなければならない。	
(a)	停止がメンバーの最善の利益になるとオペレーター(運用会社)が判断した場合	
(b)	停止がメンバー間で公平であるとオペレーター(運用会社)が判断した場合、及び	
(c)	以下のいずれかに該当する場合	
(i)	オペレーター(運用会社)が以下の判断をした場合	
(A)	パスポート・ファンドの資産の一部について、信頼性を持った評価を行うことができない	
(B)	その一部によって、解約又は払戻し(投資法人の場合)価格に誤りがあるという重大なリスクがあるとオペレーター(運用会社)が合理的に判断する、及び、	
(C)	解約又は払戻し(投資法人の場合)価格の誤りが、パスポート・ファンドのメンバー(持分保有者)が持分の解約請求又は払戻し請求(投資法人の場合)をするかどうかの判断に影響を与える可能性がある、又は	
(ii)	パスポート・ファンドの資産価額の20%超が、解約請求又は払戻し請求(投資法人の場合)を充足するための期間内に公正価値以上で売却できないとオペレーター(運用会社)が合理的に予想する場合、及び、	
(d)	ホーム国規制当局が、オペレーター(運用会社)に対して、解約又は払戻し(投資法人の場合)を停止しないよう又は解約又は払戻し(投資法人の場合)の停止を取り消すよう書面により指示しなかった場合	
他のパスポート・ファンドは上記以外で解約又は払戻し(投資法人の場合)の停止又は制限をしてはならない		
(4)	パスポート・ファンドのオペレーター(運用会社)は、サブセクション51(1)、51(2)及び51(3)に規定する場合を除き、解約又は払戻し(投資法人の場合)を停止してはならない。	投資信託約款等
注: セクション48が適用されるファンド(上場投資信託パスポート・ファンド)は、同セクションで規定された状況においてのみ解約又は払戻し(投資法人の場合)が求められる。		
52 解約又は払戻し(投資法人の場合)の繰延		一般情報(パートA)
(1) 本セクションは、パスポート・ファンドに関して、ある取引日において以下の場合に適用される。		
(a)	解約又は払戻し(投資法人の場合)期限を迎える解約請求又は払戻し請求(投資法人の場合)、及び、	投資信託約款等
(b)	サブセクション52(5)及び52(6)に従い繰延べられた解約請求又は払戻し請求(投資法人の場合)の合計がパスポート・ファンドの持分の価値の10%を超える場合	
(2)	オペレーター(運用会社)が、本セクションに従い当日に解約又は払戻し(投資法人の場合)する持分をパスポート・ファンドの持分価値の少なくとも10%とする制限(日次制限)を設定する場合、本セクションの違反にならない。	
(3)	オペレーター(運用会社)は、解約請求又は払戻し請求(投資法人の場合)を先に受領したものから処理できるよう、受領日に基づき請求を優先順にグループ分けしなければならない。	
(4)	オペレーター(運用会社)は、優先グループ順に手続を行うものとする。	
(5)	優先グループの全ての解約請求又は払戻し請求(投資法人の場合)に対応する際、持分の解約又は払戻し(投資法人の場合)が日次制限を超える場合、オペレーター(運用会社)は以下に従い対応する。	
(a)	当該優先グループ内の各請求に対して同じ比率で解約又は払戻し(投資法人の場合)を行う。及び、	
(b)	当該優先グループ内の各請求について、解約請求又は払戻し請求(投資法人の場合)残高を解約請求又は払戻し請求(投資法人の場合)繰延額として次回取引日に取り扱う。	
(6)	ある優先グループが解約又は払戻し(投資法人の場合)に至る前に日次制限に達した場合、オペレーター(運用会社)は、当該グループの各請求全てを解約請求又は払戻し請求(投資法人の場合)繰延額として次回取引日に取り扱う。	
(7)	本セクションにおいて、取引日とは、パスポート・ファンドにおいて、ファンドのメンバー(持分保有者)がファンド持分の解約又は払戻し(投資法人の場合)を請求するための権利を有する日を行い、本セクションで定める繰延後も含む。	
ディビジョン7.2 資産の評価		
53 パスポート・ファンド資産の評価		一般情報(パートA)
(1) 本セクションにおいて、各加盟国において登録パスポート・ファンドの評価エンティティとなるのは、以下の表のとおりである。		
パスポート・ファンドのホーム国	評価エンティティ	-
オーストラリア	オペレーター	
日本	オペレーター(運用会社)	
韓国	オペレーター	
ニュージーランド	オペレーター	
シンガポール	証券先物法の下で金融管理局が認可する集団投資スキームのマネージャー	
タイ	オペレーター	
(2)	プライシングの目的でパスポート・ファンドの資産評価を行う場合、評価エンティティは、本セクションに従い、評価額を算出しなければならない。	関連する社内規定等
(3)	パスポート・ファンドの資産価額は市場価値である。	
(4)	金融市場で定期的に取り引されていないデリバティブの評価については、当該デリバティブの取引相手方が提供する評価のみに依拠して算出してはならない。	